

平成18年第3回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成18年12月14日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- | | | |
|-----|---------|---|
| 第 1 | 議案第168号 | 平成18年度四万十町一般会計補正予算（第2号） |
| 第 2 | 議案第169号 | 平成18年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 3 | 議案第170号 | 平成18年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 第 4 | 議案第171号 | 平成18年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 第 5 | 議案第172号 | 平成18年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 6 | 議案第173号 | 平成18年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 7 | 議案第174号 | 平成18年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 8 | 議案第175号 | 平成18年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 9 | 議案第176号 | 平成18年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第10 | 議案第177号 | 平成18年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第11 | 議案第178号 | 平成18年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算（第1号） |
| 第12 | 議案第179号 | 平成18年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第13 | 議案第148号 | 平成17年度窪川町・大正町・十和村・高幡西部衛生施設組合
各会計打切り決算の認定について |
| 第14 | 議案第149号 | 平成17年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について |
| 第15 | 陳情第 17号 | トンネルじん肺根絶を求める要請書 |

- 第16 陳情第 21号 医師不足を解消し、地域医療確保を求める陳情書
- 第17 陳情第 18号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書議案の提出について
- 第18 陳情第 19号 貴議会における「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の採択について
- 第19 陳情第 20号 町道希ノ川線補強工事の要望
- 第20 発議第 26号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書
- 第21 発議第 27号 医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書
- 第22 発議第 28号 医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書
- 第23 発議第 29号 「全国森林環境税の創設を求める意見書」の提出について
- 第24 発議第 30号 「地方交付税の特例減額に反対する意見書」の提出について
- 第25 閉会中の継続審査・調査申し出について

追加日程第1 議案第180号 平成18年度四万十町一般会計補正予算（第3号）

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで

追加日程第1 議案第180号 平成18年度四万十町一般会計補正予算（第3号）

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（40名）

1番	味元和義君	2番	國澤雅男君
3番	宮崎南海男君	4番	松下和孝君
5番	山上利嗣君	6番	山崎邦雄君
7番	緒方正綱君	8番	竹内常喜君
9番	山岡義正君	10番	島岡幹夫君
11番	森健吉君	12番	竹内忠征君
14番	橋本章央君	15番	林一將君
16番	伊藤訓新君	17番	秋田昇君
18番	橋本保君	19番	宗崎小百合君
20番	酒井祥成君	21番	堀本伸一君

22番 梶原政利君
 24番 弘瀬則彦君
 26番 市川繁歆君
 28番 武田茂男君
 30番 横田憲次郎君
 32番 下元昇君
 34番 田邊哲夫君
 36番 岩井優之介君
 38番 岡峯久雄君
 40番 田邊客子君

23番 牧野利恵子君
 25番 芝正三君
 27番 宮地章一君
 29番 濱田正三君
 31番 佐々木保彦君
 33番 林健三君
 35番 山本道利君
 37番 宮本則夫君
 39番 氏原郭君
 42番 田邊幹男君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町長	前田哲生君	助役	甲把英一君
助役	高瀬満伸君	総務課長	浜田好清君
総務副課長	敷地敬介君	総務副課長	樋口寛君
企画課長	武内文治君	管財契約課長	佐竹節文君
税務課長	山本靖君	町民環境課長	市川敏英君
健康福祉課長	岡林寿男君	農林水産課長	渡部睦君
商工観光課長	田辺由喜男君	建設課長	武市逸夫君
上下水道課長	佐竹生朗君	教育委員長	中岡全君
教育長	水間淳一君	教育次長	長谷部文男君
学校教育課長	掛水誠幸君	生涯学習課長	山本弘光君
農業委員会会長	林幸一君	農業委員会事務局長	下藤広美君
代表監査委員	奥宮敏男君	財政班総括主幹	森本吉彦君

大正総合支所

支所長	永井立一君	地域振興課長	林正憲君
町民生活課長	柴久幸君	大正診療所長	武内洋介君
産業建設課長	清水正一君		

土和総合支所

支 所 長	林 伸 良 君	地域振興課長	森 芳 明 君
町民生活課長	伊 藤 哲 郎 君	産業建設課長	岡 本 順 一 君
土和医療福祉センター	酒 井 正 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長	今 村 茂 君	次 長	西 谷 典 生 君
書 記	田 邊 充 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開議

○議長（弘瀬則彦君） 皆さん改めましておはようございます。

ただいまの出席議員数は40名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第3回四万十町議会定例会第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

会議順序に従い会議を進めます。

休憩します。

午前 9時31分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（弘瀬則彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（弘瀬則彦君） 日程第1 議案第168号平成18年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

11番森健吉君。

○11番（森 健吉君） まず、歳出からお聞きをしてみたいと思いますが、ページ数が20ページの窪川駅の構内の電気設備の移動とありますが、これが50万円上がっております。この部分について、これの施設はトイレだというように思いますが、その点と、それとページ数が37ページの農林水産費の中で県営の土地の改良事業の負担金が566万円、ここはどこの改良をされるのか。

もう一点、住宅管理費の中で、44ページになろうかと思いますが、シロアリの駆除の委託料が上がってきております。これが152万3,000円ですか、これはどこの住宅を何棟シロアリの駆除をやるのか。まず、3点お伺いしてみたいと思います。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） お答えいたしたいと思います。

まず、20ページの委託料の50万円でございますが、窪川駅構内電気設備移転調査設計業務委託でございますけれども、当初町長の方から行政報告をさせていただきました、

J Rの所有地の購入に伴いまして、施設内に電柱がありますので、その移転補償に伴う調査の設計という形になっております。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） 37ページの県営の事業でございますが、これは東又東部地区の圃場整備事業でございます。それと、もう一地区は窪川西部地区というところでやとりまして、これは基盤整備と、もう一つ環境基盤整備事業がございまして、環境の方がふえたというところで補正をしたところでございます。

それから、44ページのシロアリ駆除でございますが、香月が丘、窪川の香月が丘の団地と十和の大井川第一団地でございます。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 11番森健吉君。

○11番（森 健吉君） まず、窪川駅内の電気工事に伴う、これはまだあそこを新築して築年数は五、六年だというように思うわけですが、そんなに古くないと思うのですが、違いますかね。

（「違う」「トイレじゃない」と呼ぶ者あり）

いやいや、もとへ。訂正します。建築当時にこういったことは予想されてなかったでしょう。

それと、改良ですが、37ページの、土地改良の分ですが、これはご承知のとおり、高齢農家と申しますか、非常に荒れた土地がふえているように思います。そういった中で、こういう事業をやるに当たっては、その部分も十分見通しを立ててなされるのかどうか、その点についてお伺いしてみたいと思います。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） お答えしたいと思います。

先ほど答弁させていただきました電柱の移転に伴うものでございますけれども、敷地の上空に電柱が中央に走っておりますので、それを電柱そのものを移転するという形の、移転するための設計という形になっておりますので、トイレじゃなくて……

（11番森 健吉君「ああそうですか」と呼ぶ）

はい、はい。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） お答えします。

県営事業の場所と、これは土地改良事業は受益者の同意が必要ということで、同意ができた地区からやっとりまして、県営事業クラスではもうこの2地区が最後となります。あとは小さい団地、10ヘクタール規模が2カ所程度今話が来ておるという状態でして、いずれも地元の同意があつて地元の申請ということになりますので、高齢者が多いとかもありますが、なかなか同意が難しいと。同意がとれ次第、3年手前から計画を立てていくというふうな手続を踏んでおります。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） ほかにございませんか。

23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） 20ページの、先ほど森さんからも質問がありましたが、13の委託料、これは先ほどの執行部の答弁では町長の行政報告の中の移転に伴う設計業務委託料ということですが、これに関しては基金の運用の変形ということですが、ただこれは1億4,000万円以上もの、それを今回JRの土地を購入するのにこれが値するかどうか、非常に疑問を持っております。もう一度答弁をお願いしたいと思います。というのは、住民の方が非常に町長の行政報告に対して、むだな税金を使うなど、そういう声が上がっております。そのところのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） お答えさせていただきたいと思います。

この50万円でございますけれども、先ほども森議員さんにお答えさせていただきましたように、電柱の移転補償する前の、移転補償するのにどれぐらいかかるのかという形の設計、電気設備の移転調査の50万円ということでございます。

○議長（弘瀬則彦君） 23番牧野利恵子君。

○23番（牧野利恵子君） それはよく承知をしておりますが、これにかかわるということとで執行部の方のご答弁をお願いしたいがです。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 行政報告等でも申し上げたところでございますが、この窪川駅横のJRの土地の取得につきましては、まだ使用目的は特定し切っておりませんが、

将来的な庁舎整備の予定地ということも考えられますし、長年の懸案課題である駅前周辺の総合開発、この2点を視野に入れて先行取得をするものでございまして、取得価格につきましては基金を充当するということになります。私は、金額的にはかなり巨額に上りますけれども、決して税金のむだ遣いとか、そういうことには当たらないというふうに思っております。必要なものだというふうに考えております。

○議長（弘瀬則彦君） ほかにございませんか。

31番佐々木保彦君。

○31番（佐々木保彦君） 38ページの町有林管理のところですが、森林病虫害防除事業委託料が600万円ですかね、なってますが、これはどこのあれ、どういう、松くい虫ですかね、それとも特に小室の浜今荒らされてるということですが。よろしくお願いします。

○議長（弘瀬則彦君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） お答えします。

この600万円につきましては、興津の松林の松くい虫対策で、樹幹注入委託料550万円と伐倒駆除の委託料50万円計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 佐々木議員さんようございますか。

（31番佐々木保彦君「はい。ありがとうございました」と呼ぶ）

34番田邊哲夫君。

○34番（田邊哲夫君） 十何点ほどお聞きしたいというふうに思ってますが、まず歳入で、今回地方交付税が1億2,200万円でしたか、歳入で入るわけですが、本来、これはもう7月中に決まった額が、今回こういう形で何ゆえに1億2,000万円今計上なのかということが非常に疑問に思ってますので、何ゆえに今計上されたのか、既に計上はするつもりであったけども、何かの理由で留保してたのかどうなのか、その点について理解に苦しみますので、その点のご答弁をまずいただきたいと思ってます。

歳入の15ページですが、16款の財産収入で109万4,000円の内訳をご答弁いただきたいというふうに思います。

それと、あわせて財産売却収入の土地建物売却収入の2467、これ言うたかね。聞いたかね、だれか。聞いてないね。それについてお願いをしたいと思います。

それでは、歳出に入っていきますが、19ページの総務費の中の総務管理費ですが、155万円の複写機等のリース料が、155万円今12月で計上されたということの何か意味がわかりませんし、何台今回リース料代として払われるのか、お知らせを願いたい。

それと、牧野議員からも指摘のあった50万円の関係で、町長の答弁が出たわけですが、いわゆる庁舎建設及び駅前周辺の再開発をするがために土地を購入をしたいという町長の答弁で、今回、そのこともあって電柱を移転したい、その設計業務委託だというふうに受け取ったわけですが、町長の思いはわかるわけですが、大事な庁舎を勝手に町長がそういう形で、さまざまな懸案があるわけですが、庁舎か駅前再開発、もしできなかった場合にはどうなるかということも私は疑問に思うわけですが、その点、町長の答弁再度、議会も関係ありますので、ただ基金から土地へという思いだけなのか、ある面では庁舎か駅前再開発のためにという限定つきで先行取得するのか、その点、議会もこれをそのままだ基金をお金から土地という考えで簡単に認めるわけには私はいかんと思っていますので、その点も再度お願いをしたい。

その下の企画の中で、高知県四万十地域国際交流促進協議会、説明資料の中ではどっかへ説明がありました。資料の1ページに日韓交流事業の一環として四万十町と韓国全羅南道との友好関係を築き、相互間の交流推進を図るということで書いてます。どういう交流を図るがためにどういう事業なのか、わかりませんのでお知らせをお願いしたい。

次に、今回、2款にもありますが、あと6款じゃったかな、公用車の購入費がそれぞれ出てますね。24ページに統計調査費。大体わからんでもないわけですが、何ゆえに今なのかという、四万十町になって、森議員からも指摘があったと思うわけですが、公用車が多過ぎりゃせんかという質問もたしかあったかと思うわけですが、何ゆえに今回、どうしても買わないかんという理由がわかりません。何ゆえに要るのか、どういった車なのか、車種までお願いします。

それと、3款に入ります。民生費の中で、知的、身体含めて2,500万円の減額に扶助費がなってますが、その内容等について、提案説明あってからもう1週間たちましたので、忘れましたのでお願いします。

それと、31ページに入ります。衛生費の中で、委託料が30万円、榊山共同墓地利用状況調査委託料でございますが、私大正議員ですので、どういう共同墓地で、どういう利用をされたのか、どういう調査なのかがわかりません。その内容、恐らく町有地だろうと思うわけですが、例えば何名が共同墓地を利用されてる、まず内容を教えてもらわんと認

めるか認めんかも判断のしようがありませんので。

それと、その下、合併浄化槽が今回補助金の減額、当然県の補助金も歳入が減額になってますので、そのことはわかるわけですが、結局利用者がいなかったということだろうと思うわけですが、その点答弁いただきたい。

その次のページ、32ページ、衛生費の中で塵芥処理費、不法投棄撤去等賃金が出てます。金額の多寡はどうこうじゃありませんが、四万十町全域の中で不法投棄が多々あるというふうに思ってますが、何ゆえにこの金額で、どこをするのか。不法投棄の通知があったら、じゃ今からもこういった形で賃金で出してもらえるのかどうなのか。基準というものがあるというふうに思うわけですか、その内容についてお答えを願いたいと思います。

それと、36ページ、6款に入りますが、近代化施設の中で、資料説明にもあるわけですが、これはJAしまんとのカントリーエレベーターに精米色彩選別機を導入することにより仁井田米のブランド価値を高め、有利販売につなげるということで、県、町、JA、3分の1ずつという補助金の事業内容は資料見たらわかるわけですが、確かにカントリーエレベーター、非常に四万十町窪川地域の農家の方々があそこに出入りをされてることは私も承知をしてるわけですが、補助金を出す基準といいますか、じゃあ高知はたも欲しいと言った場合に、仁井田米だからなのか、そこら辺の要求して採択基準といいますか、ないと、多分要望があったからだと思うわけですが、何かその出し方がわからんわけです。基準があるのかどうなのか。ずっと要望があったと、しかし予算の関係でどうしても今回計上になったのか。なぜかという、過去に要望があったら、今どき12月に上げるべき問題じゃないと私は思うわけです。県の補助もあるので、今採択になったのかどうかわからんですが、何かこう不自然な形の出し方じゃないかと、私はそういう疑惑に思ってますので、疑惑に答えてください。

それと、畜産の関係で1つ。生物活性水プラント資材費ってのは、意味がわかりませんので、意味を、減額になってましたんで計上してたんでしょう。全然勉強不足でわからなかったですが、どういう生物活性水のプラントなのか。意味と内容と、今回なぜ減額になったのか、お知らせ願いたい。

同じく6款で、ここも町有林管理専用車両購入費がまた出てます。何ゆえに車を、今なぜ12月に補正しなきゃならんのか。そこちゃんと答えてくださいよ。町民は、私も思ってます、四万十町になって3町で恐らく車が、台数忘れましたが、2人に1人、失礼かな、くらいの職員の、あるんじゃないですか。山へ行くのにそら普通の自動車乗れません

よ。そんなことはわかってます。大正町のときにはそれぞれ4WDのジープも買いました。どうしても今なのか。なぜかっていうことの理由を説明ください。

それと、8款です。41ページです。バックフォアを今回買うように予算計上をしています。これも説明資料の中であることは読みました。資料の5ページですね。今までほとんど大正の時代は借り上げで計上して、採択したような基準があるわけですが、何ゆえに今回バックフォアを町で買い上げて道路橋梁費の中で組んだのか。また、管理はどういう形にするのか。じゃあ輸送車はあるのか。オペレーターは町の職員でちゃんと決めて乗らすのかどうなのかわかりません。そこを教えてください。

45ページに入ります。北ノ川の消防屯所外壁改修工事が153万5,000円出てます。総務常任委員会でも、西分署の建設に伴って、大正の分署と十川の分署を見て、それぞれの分署の職員からの意見も聞きました。大正分署も十川分署も、雨漏り等非常に改修をしてほしいという職員の声も、直接ではありませんが、実態も私も見ました。当然これは大正の北ノ川だと思うわけですが、これを否定するわけではありませんが、今後そういった分署については順次改修をするけれども、今回は北ノ川という位置づけなのかどうか、お知らせを願いたいと思います。

それと、その下の家地川ですが、9月でも何か家地川の関係が出たような記憶があるわけですが、記憶違いであればまた訂正もお願いしたいと思いますが、また今回こういう形で57万5,000円出てます。その内容についてお知らせください。

47ページ、教育費です。学校対策費の中でスクールバスの車庫整備工事費とスクールバス待合所原材料費が出てます。学校統合対策費ですので、学校統合にかかわることで何かPTA、保護者含めていろいろ要望の中の一つなのかなというふうに私は感じながら節を見たわけですが、今後、それがそうであればこれで大体要望にこたえてやるのかどうなのか、勝手な推測で話をしていますが、内容についてお知らせをいただきたいというふうに思ってます。

それと、50ページの教育ですが、学校管理費の中で工事請負費が施設整備等工事費で550万円計上されてます。恐らく四万十町25校の中で整備をせないかん地域がたくさん学校にはあるがでないかなと思ってますが、この金額で今年度小・中学校の整備が大体この金額でできると。大体要望にこの金額でこたえられるなという思いで計上されたのかどうなのか、その点についてお聞きをして第1回目の質問を終わります。

○議長（弘瀬則彦君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） お答えをいたしたいと思います。

まず、歳入のページ15ページの財産収入の土地建物貸付収入109万4,000円でございますけれども、内訳ということでございますが、88万4,000円が大正の銀行の貸付収入になります。それから、21万円が窪川の電柱等の貸付収入でございます。それから、財産収入の同じく246万7,000円の土地建物売払収入でございますけれども、里道、水路等の売り払いでございます。里道。

（「赤線」と呼ぶ者あり）

昔で言います赤線、里道と言いますけれども、その売り払いでございます。

それから、歳出でございますけれども、19ページでございます。一番下の使用料及び賃借料の複写機リース等の155万円でございます。印刷機のリース料が45万円、それから複写機のリース料が110万円ということで、当初一定の予算をつけていただいておりますけれども、合併等によりまして資料等が多くなりましたので、そういう形で補正をさせていただいております。

それから、24ページの備品購入費の公用車購入費でございますけれども、確かにご指摘のように多過ぎやしないかという形のご指摘もありますけれども、現在四万十町が保有しております車の約3分の1が10年以上のものでございまして、そういった形で町長の車等も2台も整理したところでございましたけれども、ある程度購入も、軽の方を購入してもいかないと古いものが多くなって一時期に多くの車も購入しなければならないし、また国土調査事業の補助金で購入ということでございまして、町の負担が4分の1でございまして、そのうちの4分の1で52万円ぐらいがちょうど一財ということになりますけれども、そのうち5分の1が一財ということで、あと特別交付金で42万円ぐらいが返ってくるということで、割安な形で購入ができるという形で、車種ということでございますけれども、軽四で、国土調査、山の方へ上がりますので、四駆という形で考えております。

私の方からはご答弁は以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 森本財政班総括主幹。

○財政班総括主幹（森本吉彦君） 9ページの地方交付税についてお答えいたします。

まず、地方交付税7月に決定いたしまして、決定金額が58億7,086万3,000円でございます。当初予算で55億9,768万1,000円計上させていただいております。9月補正で補正対応分といたしまして6,228万5,000円計上させていただいております。そして、今回この12月補正で1億2,246万2,000円、計57

億 8, 2 4 2 万 8, 0 0 0 円の普通交付税計上でして、留保財源、今後の補正対応等に 8, 8 4 3 万 5, 0 0 0 円留保させていただいております。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 林地域振興課長。

○大正総合支所地域振興課長（林 正憲君） 先ほど管財契約課長の方から 1 5 ページの財産貸付収入の件で答弁がありましたが、その中で 8 8 万 4, 0 0 0 円については高知銀行の貸付収入というご説明を申し上げたと思うのですが、その内訳を訂正させていただきたいと思います。高知銀行の貸付収入につきましては、1 2 月から 3 月分まででございます。6 0 万 4, 0 0 0 円でございます。それから、北ノ川の山土場の貸付収入が 3 万円、それから江師試験場の貸付収入が 2 5 万円で、合計 8 8 万 4, 0 0 0 円でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） ページの順番でやらさせていただきます。2 0 ページ、高知県四万十地域国際交流促進協議会の負担金ということで 2 0 万 5, 0 0 0 円を上げております。1 2 月補正の予算資料のページ数で言えば、ページ数がないですね。その関連の中で、6 1 万 4, 0 0 0 円 1 2 月補正ということでの説明になっておりますが、この協議会の負担金としては 2 0 万 5, 0 0 0 円、それからあと普通旅費の中で 4 0 万 9, 0 0 0 円、合わせて 6 1 万 4, 0 0 0 円ということになっております。

それで、負担金のご関係でございますが、国際交流促進協議会、3 年ぐらい前に協議会は組織されました。旧大正町と旧窪川町と、それから中村ロータリークラブ、その 3 団体によって組織され、これまで全羅南道の大学生とのホームステイの交流をずっと深め、昨年度から研修生ということで職員を 1 人全羅南道から招聘しているところでございます。そういったことで、いろんな韓国との交流、多角的な国際交流を進めるということでやっておるとこなわけながですが、教育委員会の海外派遣事業のオーストラリアからほかのところにも検討する一つの地域として韓国を上げられております。そういったことで、これまで協議会での 3 度訪韓もしたわけながですけど、それは全部個人の費用ということでやっておりました。ただ、これから公的な行事としての調査ということになれば当然公務という形になるということで、職員が行く場合においては旅費で対応し、それから協議会としての訪韓する場合には補助金で対応するといったような形で、今回 2 月なり 3 月なり訪問調査する段階について旅費を計上したところでございます。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 同一ページの3目財産管理費の窪川駅に絡むご質問で、もし役場の本庁舎なり、あるいは地元開発ができなかったらという仮定というか、想定の問題がございましたが、いずれも現段階においては具体的に煮詰まってはおりませんが、今後の協議の中で取得に値するような有効な財産活用ができるというふうに思っております。

（「それ関連で構いませんか。今の町長の答弁のついでに」と  
呼ぶ者あり）

○議長（弘瀬則彦君） 後でやってください。

市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 田邊議員さんにお答えをいたします。

31ページ、環境衛生費の榊山共同墓地利用状況調査委託料、これは今農協を少し行ったところに交差点があるんですが、その周辺が町有の共同墓地があります。現在もそこを利用したいという人が来るわけですが、台帳がちょっと見させていただくとなかなかわかりにくい状況にあります。したがって、今現在の段階の中での図面をつくって台帳の整備をしておかないと、今後新たに入りたいと言うてもなかなかよう入れない状態が続いております。したがって、その整備をしたいということで、本来、うちの方でも図面がきちっとしたもんがあればいいんですけど、やはり今回思い切って図化して完全なものにしておきたいということで計上させていただきました。

それからもう一点、その下の合併浄化槽でございますが、これは国からの補助率が変わりました、基数が減ったわけではありません。補助率の関係で若干減りましたので、町としても補助していく上において多少下がってしまいました。全体に利用者が少ないということではありません。まだまだ来年に向けても利用者はふえていこうかと思っておりますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう一点、次のページになります。32ページですが、不法投棄撤去等の賃金です。これは、当初においても48万2,000円ですか、予算を組んでおりました。その中で、後これからのことを考えますとそこまでは要らないんじゃないかということで、今回削除したということでございます。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） それでは、私の方から３６ページの近代化施設整備事業補助金と３８ページの公用車購入費についてご答弁申し上げたいと思います。

まず、近代化施設整備事業補助金につきましては、カントリーエレベーターは、乾燥されたもみを低温で管理するため品質の保持とか栄養分の損失を防ぐというメリットがあります。ただ一方、１等、２等、３等、それぞれのお米がまざるという欠点もございまして、本年度はＪＡしまんと管内では結果的には２等の下ということになっておりまして、出荷後返品に遭うということも実際に起きておりまして、苦慮してるところでございます。

１２月に上げるべきではないというご質問でございますが、本来、こういう大きなものにつきましては当初予算に計上するべきでございましたが、今年度は県のこうち農業確立総合事業の補助金が残っておりまして、２次募集というのがありまして、できるだけ一日でも早く１８年産米から対応できるように予算措置をしたものでございまして、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、採択基準でございますが、補助金を出す基準につきましては、採択基準というものもございますし、費用対効果、やっという効果も出した上で申請の方をするようにしております。

次に、３８ページの車両購入費ということでございます。昨日の一般質問でもご答弁申し上げましたが、四万十式の作業道につきましては旧の窪川町の立目新山でも作業道の方をつくっておりますし、１２月からは家地川の方にも入るようになっておりまして、本庁の方には四万十式の作業道をつけたときに上に上がる四輪駆動の車がない関係でうちの方からかなり出ていかないかんということもございまして、１２月に購入を予定させていただいております。なお、３月に１台廃車になるようになっておりますので、うちの課でふえるということにはないということでございます。

○議長（弘瀬則彦君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） お答えをいたします。

３６ページ、畜産業費の生物活性水プラント資材費についてお答えをいたしたいと思います。

これにつきましては、十和地域の広瀬地区で堆肥製造施設がありまして、この施設は生物活性水を利用して発酵させる堆肥製造を行っております。その資材費を計上させていただいておりました。今回この施設そのものを指定管理いたしましたので、それに伴いまし

て指定管理の委託料に入ってまいりましたので、その分につきまして減額をしたものでございます。よろしくお願いします。

○議長（弘瀬則彦君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） 41ページのバックフォー購入の質問についてお答えいたします。

このバックフォー購入は旧窪川でございまして、旧窪川では年間20万円から25万円の借上料で小型のバックフォーを借り上げまして町道の維持管理も行っております。今回計上いたしましたのは、先月でございしますが、11月の初めに、旧十和村が所有しておりましたバックフォーでございしますが、これが使用しなくなったということを回覧が参りまして、新しい使うところがないかというところで名乗りを上げたわけでございますが、見てみましたところ非常に大きくて、10トン車の回送車が必要なものでございまして、それを原資といたしまして中古の2トンに乗るゴム製のキャタピラーのバックフォーを、小回りがきくバックフォーを購入することにいたしました。198万5,000円を支出で計上させてもらっておりますけれども、十和村の旧のバックフォーを128万円とっていただけるということで、それはまた歳入の方へ計上しておりますが、実質は70万5,000円で買えると。私どもの方では3年以内には今までの借上料は解消できると考えております。それから、管理の方は町で行います。オペレーターは、本庁の道路維持管理の方の正規の職員1名と臨時職員が1名、それからほかに建設課の職員が2名免許を取っております、豪雨なんかの後はそれぞれ手分けしてやっております。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） ご質問の9款の消防費でございます。消防費の15節の工事請負費、これ大正北ノ川の消防屯所の外壁工事でございますが、これにつきましては旧大正町時代にもコーティング等で雨漏りの修繕はしてきておったようでございますが、なかなか雨漏りが解消されない。横からの雨に非常に雨漏りがひどいということで、なかなか雨漏りがとまらないということで、早期にやらないとさびが非常に出てきておるという状況になりましたので、今回、12月でございましたけれども、早期に整備をさせていただきたいということで今回計画といいますか、予算計上させていただいたところでございます。

そして、その下の補償費、22節補償費でございます。9月の補正予算におきまして土

地の購入について予算を計上させていただいて、認めていただいたところでございますが、早期に予算計上した関係もございまして、その土地に土建業者の小屋といいますか、倉庫がありまして、その移転経費の必要が発生したということで、今回その移転補償費ということでの計上をさせていただいたところでございます。よろしくお願いします。

○議長（弘瀬則彦君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） 民生費、26ページの知的障害者施設訓練の1,500万円と身体障害者施設の支援費の1,000万円減額でございますが、これは4月から施行されました障害者自立支援法に伴う、今までは満額出しておりましたけれども、食費、光熱水費が自己負担、それから1割の利用料、それと施設の月払いが日払いに変わった、その影響の金額がこれだけありまして、1年間の分を今回減額をしたというものでございます。

○議長（弘瀬則彦君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） お答えしたいと思います。

ページ47ページの学校統合対策費、工事費、15節80万円、それから16節の原材料費18万円でございます。これにつきましては、広井小学校が十川小学校の方へ来年4月から統合ということに伴いまして、通学対策としましてスクールバスを購入することになっております。それで、これにつきましては地元のPTAともいろいろ協議をしまして、やはり地元の方でできれば広井小学校の跡地へ車庫を建ててほしいということで、そういう要望もございましてそちらの方へ車庫を建つということでしております。

そして、その下の16節の原材料費、これにつきましては、スクールバスの待合所、こんまい子供さんでございまして、雨の日とかそういった場合の待合所、そういったものをつくってほしいということでございまして、これにつきましては材料費を出していただければ地元PTAの方で待合所をつくるという要望もございまして、そしたら原材料費につきましてこれは委員会の方で構えるので、地元の方で整備をいただくということで、そういう話になっております。

そして、50ページの中学校管理費の工事請負費551万9,000円でございますが、これにつきましては今回は4カ所の工事費を計上させていただいております。まず1つ目には、窪川中学校のバリアフリー対策として412万3,000円計上させていただいております。これは、来年4月から身体に障害を持った生徒が入学してまいります。そういった関係で段差の解消、それから階段への手すりの設置、そしてトイレの洋式化、そ

ういった形のバリアフリー対策に412万3,000円という形で、もう来年入ってきますので今回整備をさせていただきたいと。

そして、十川中学校の野球用の天井ネット、これは今度中学校の方で軟式野球がちょっと変わりまして、今までよりもっと弾力性ができて球がようけ飛び出すという状況になっておりまして、今十川中学校で練習しておりますけれど、バックネットのすぐ裏側、道路隔てて民家がずうっとありますので、もうそこへ再三飛び込んで苦情が出ておるということで何とかしてほしいということで、今度十川小学校、中学校のこの道路拡張の関係で、その用地の関係でいろいろ土木とも交渉に行っておったときにそういった地元の方からそういう要望をいただきまして、これを何とかという形で今回検討しまして、いわゆるバックネットの上へ横に天井ネットっていうもんを張りまして、それからもうボールがキャッチャーフライ上がっても外へ飛び出んという形の天井ネットを今回整備しようとするもんでございます。

そして、大正中学校のグラウンドのフェンスでございますが、合併以前に大正中学校の前の町道整備の際に一定フェンスをずうっと工事を整備しておりましたが、あと32メートルぐらいがまだ整備ができてないというところがありまして、今そこはフェンスじゃなしに防球ネットでやっておりますが、それではなかなか不満足で結構球が外へ飛び出るというようなこともありまして、中学校の方から何とかしてほしいということもございまして、今回残りの32メートルにつきまして整備をさせていただきたいということで34万1,000円の計上をさせていただいております。

そして、昭和中学校で、この夏でございましたが、雷で放送設備が傷みまして、落雷により放送設備が傷んだということで、それらについて修理工事費として29万9,000円計上しております。これにつきましては、保険の方で全部すべて入ってくるという形になっております。

ということで、今回551万9,000円の中学校の整備費を計上させております。これにつきましては、すべてこれで学校の整備が終わったということではございません。今回どうしても必要なものについて整備をさせていただいたということでございます。それで学校は25校ございます。中学校は6校でございますが、まだまだいろんな老朽化した施設でございますので、いろいろ修理をしたい箇所があります。それにつきましてはまた今後予算計上もさせていただきながら、またお願いをしたいというように思っております。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 34番田邊哲夫君。

○34番（田邊哲夫君） それぞれに課長さんも大分答弁いただいたようですが、また大分質問しましたので、わかったところは省きます。

まず、高知銀行の貸付収入の件ですが、12月から3月までの賃貸料が60万4,000円、15万1,000円の月々の高知銀行からお金が入るということですが、何で15万1,000円なのかっていうのが私には算出根拠がわかりません。平米数はたしか過去にこれぐらいの平米数というのは聞いたような記憶があるわけですが、算出根拠はどのようなのか。この金額は妥当だからそういうことになった、計上したわけでしょうが、過去の経緯は私も知ってますが、大正の議員でしたので、この金額じゃったら私も借りたいよという人がひょっとしたらおるやもしれんが、根拠をしっかりとしてもらわんと、何と高知銀行には安いなあと言われても私どもは議員としてはいけませんので、こうこうだからこの金額というのをもう少し説明いただきたいと思います。

その中で、また江師の貸付収入というのは、これは恐らく今まで江師でカキの実験場として活用してた場所を、いわゆるNPO法人回帰センターに貸し付けをしてるわけですね。大正地区の産業建設課長もおられるわけですが、恐らくこの貸し付けについては大正地区の議員皆さん承知なのかと思うわけですが、現実はやりゆうわけです。恐らく4月ごろからじゃったか、ちょっと忘れましたが、アスパラをつくってます。回帰センター、NPOですので、私心配したのは、NPO法人じゃったら、例えば町有地を農業さすことができるのかどうか、私そこら辺不勉強ですが、非常に農地法の関係で、農業委員会の会長もおられるわけですが、制約が、だれでも貸して、じゃあ私つくりますわという話はならんわけですね。県下で回帰センターはいろいろ借りてやってるような話も聞くわけですが、四万十町のこのNPO法人回帰センターとどういう契約を交わしているのかどうなのか私わかりませんが、これは私は気になってました。何かさあっとこう、話は聞いてました、何かアスパラガスをつくりそうな、どっか知らんが来てつくりそうなという話は聞いてましたが、しっかりとして契約を交わして、今20万何ぼかの金額がここへ出たわけですが、そこらしゃんとした契約なのか、それとNPO法人回帰センターが確かに借りて農地を耕すことができるのかどうなのか、そこら辺ちゃんとした上でなのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

それと、ページ19ページの印刷機の件ですが、十和も大正も窪川も大分な印刷機があると思うわけです。大正の支所でもカラー印刷があります。当初私も、大分前のことです

が、カラー印刷をすると何か100円くらいかかるけんなかなかカラー印刷は勝手にはできんぜという話を聞きました。確かに簡単に町の印刷機といえども、私は公用ぜと思うて議員の中で焼いてもろうたことがあるわけですが、この管理というものは今どうなってます。だれが何の目的で使ったのかというのはちゃんと記録はとってますか。その点、全体、十和、大正、本庁の印刷の管理、それについてどういう管理をしてんのか。今現在使用料100円かどうかわかりませんが、町民の税金で印刷をしゅうという視点に立ってもらわないかと私は思ってますが、管理をちゃんとしゅうならしゅうという明確な答弁をそれぞれの支所の管理者は答弁ください。

それと、公用車の関係で答弁いただきました。管財課長は10年以上たってるから買いかえるということながですよ。自慢じゃないですが、私の車も昭和63年の車乗ってます。18年です。年数だけでね、補助金があるから、一財が少ないからというそれで買いかえるというのは町民怒りますよ、はっきり言うたら。これだけ乗って修理代もかかる、だから言うことがないと。年数だけで、キロ数が1万ということもありますよ。私、18年で8万ですよ。8万じゃったら乗っちゃらん方ですよ。そういう町民の視点に立ってもらわんと、こういう答弁もらうと私腹が立つがです。大正町議会もやったです、私は。キロ数まで言えと。年数がたちゅうから買いかえるというのは、補助金があるから、一財が少ないからということでは、これは町民に申しわけないですよ。管財課長、私はあなたに怒るわけじゃありませんが、町長がそういう形で許可したから計上してるわけですので、もう少ししっかりとした答弁をもらいたいですよ。町民がああそうかと、そんならという答弁をしていただきたい。

国際交流はわかりました。

榊山の共同墓地の関係はまだわかりませんが、今の答弁聞きよったら、市川課長の責任じゃないと思うがですよ、過去のことを答弁されました。管理が不十分じゃと、共同墓地ですよ。利用したい人がおるわけでしょう。声が今上がってきたわけじゃないでしょう。だから、今までの窪川町時代が町有地の管理がなってないということですよ、はっきり言うたら。だから今見直しすることは私はいいと思うがです。その管理の責任者はそのときに何しよったかということです。要望がありながら管理もずさんで、だれがどれだけの面積持ちよるかわからん。そんなもの貸して、貸付料どればあもらってるかわかりませんが、そこら辺の前責任者は私は答弁もらいたいですね。

合併の補助金ですが、補助率が下がったという答弁をいただきましたが、私初めて聞き

ました。じゃあ、今まで補助申請をして、県の補助金がこればあある、町の補助金こればあですよ、それで許可したがかはわからんですよ、私は。そういう段取りで設置をして補助金が減額になったということになりゃあ、設置した本人は大変な思いをするわけですが、そこら辺のもう少し、補助率が下がった言いますが、じゃあどういう形でどれぐらい下がったのか、ちょっと今から町民がまた余分に負担せないかんわけでしょう。これはせつかくのやりとりですので、町民にもああそういうことかというような答弁を私はもらいたいなあと思います。

いろいろ言いましたのでわからんようになりましたが、バックフォアのことを言います。十和村のときに買ってたと。それが大き過ぎて、今四万十町では10トンで運ばないかんけん大き過ぎると。今度2トンで運べるようなバックフォアにしたいということは私はそらいいでしょうと言いたいですが、十和の所有したバックフォアというのは、じゃ今までそんな大きな、大きな言うち僕はどれくらいの、それぞれ大きい言われたち、個人個人、あああれだけ大きい、わからんがですよ。だから、重量が何トンで、普通あるんですよ、バックフォアというのは。大きさがあるがですよ、バケットの容量によって。そういう答弁してもらわんと、大きいからこまいがにしたいがち、ああそうか言うしかないがですよ。だから、何ぼのバケット容量が大き過ぎたので今回2トン用で乗るような0.何ぼのバックフォアを購入し、道路維持費ですので四万十町全域の中で道路維持のために利用したいから購入したいというのか窪川が欲しいからというんがですか、そこら辺がもう少し課長の答弁が、じゃなぜ大正地域はバックフォア買うてくれんがかという話にもなるわけです。四万十町全体の道路維持に使いたいために買うがですか、窪川地域だけですか。

それと、ページ45を言わないかんと思ったのは、総務課長、答弁漏れがあったがですが、今北ノ川のことはわかりました。だから、10款も聞かないかんところですが、今どうしてもやらないかんというのは雨漏りとかそういうことながですよ。緊急を要することはやっぱやらないかんと思うがですよ。それはいいです。だから、質問したように大正の消防署か、十川も行ったときに、雨漏りがしゅう、傾いちゅうという要望があったわけですので、順次、北ノ川もやるけれども、大正、十川の消防屯所か、屯所も順次やっていくというお考えなのかどうなのかということも聞きましたので、あなたはこれだけ答えりゃいいけど、私はいろいろ皆さんから答弁求めないかんがですよ。だから、自分のところはしっかりと私の質問、悪いですが、聞いちゃってください。

学校統合はわかりました。対策のスクールバス、あれはわかりました。

施設整備は大体、10款はわかりましたので、今2回目の質問の答弁をいただきたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 永井大正総合支所長。

○大正総合支所長（永井立一君） 高知銀行への行政財産貸し付けに関する使用料の算定根拠を示せというようなご質問でありました。これにつきましては、法令根拠としましては、四万十町の行政財産の目的外使用に関する使用条例に基づいて算定しております。まず、建物につきましては、建物の使用部分の価格掛ける100分の7ということになります。建物の使用部分の価格といいますのは、旧大正町役場庁舎が当時、昭和56年ですか、建築されまして、この当時の建築費が3億7,484万6,000円という金額が出ております。これを平米で割ったら平米単価が出まして、それに経年減点補正率を掛けまして、そして評定補正率を掛けたものが大体平米当たり12万6,542円という数字が出ております。これに対して高知銀行の使用部分の面積を掛けたものが大体月額12万7,000円という数字が出ております。

それから、土地に関しましては、土地の使用部分の評価額に100分の4を掛けます。土地の評価額につきましては、平米当たりが2万7,814円というような数字が出ておまして、これに銀行側の方から駐車場として2台分の敷地も借りたいということ、合わせて面積が約180ぐらいですか、計算すれば約180平米ということで、土地に関しては駐車場を合わせて2万7,811円が出ております。そういったことで、月額としまして土地に関しては1万9,000円と、そいで建物と合わせまして14万6,000円です、月額。それに共益費が5,000円見ております。この共益費につきましては、電気代については別途子メーターで計算することになっておりますので、主に水道料、それから通路、ロビーの使用料を含めたものを5,000円ということで、先ほど言いましたように合わせて月額15万1,000円という数字になっております。また後ほど詳しい算定の資料は差し上げたいと思いますが、そういうことでご理解いただけたらと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 林地域振興課長。

○大正総合支所地域振興課長（林 正憲君） 江師試験場の跡地の契約の件で、NPO法人と契約しているんじゃないかと、それは可能なのかというご質問でありましたが、実際に契約をしておりますのはことしの6月に契約を交わしております。それで、契約の相手は企業組合高知県農林事業団ということで、そこと契約を交わしております。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） コピー機等の管理でございますけれども、本庁におきましては、カラーコピーにつきましては総務課長の方でキーを預かっていただきまして、一枚一枚どこそこのだれそれが使うということで記入して、キーを借りて使ったら返すというような形でさせていただいております。また、普通のコピーにつきましても、20枚以上につきましては印刷機で使えよという形の方で管理を徹底をさせていただいております。

それから、公用車の購入でございますけれども、現在国土調査事業が使っております軽四につきましては四駆でございますので、今回購入を予定しております軽四につきましては四輪駆動ということで、農道、林道等への乗り入れがすぐれて効率的な事業ができるということで四駆の軽四を購入を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 森地域振興課長。

○十和総合支所地域振興課長（森 芳明君） 田邊議員さんから複写機の管理ということでございますが、旧十和ですが、十和の総合支所にもカラーコピーが1台ありますので、当然コピー代が80円から90円ぐらい要ということで非常に費用もかかりますので、一応地域振興課長の私が管理をしております、焼く前には届け出ると、それと台帳に記載するということで管理を行っております。それと、一般のコピーについても、窪川と同じく20枚以上についてはできるだけ印刷機を使うという方向で管理をしております。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 林地域振興課長。

○大正総合支所地域振興課長（林 正憲君） 同じく関連しての質問に対してお答えいたします。

大正総合支所においては、カラーコピー機につきましては、1台建設課の方が管理を行っております。それについては、使用簿、あるいは建設課の方の許可を得てコピーを行っております。それと、コピーのカラー以外の分につきましては、できるだけ枚数の多い分については印刷機を使用するように指導しておりますが、担当の話によりますと、デスクネットの方のパソコンの方の印刷機の方でコピーした方が安上がりであるということも聞きましたので、一概に印刷機で全部印刷せよという指導は行っておりません。枚数の多

い、例えば100枚とかというもんについては、そういう形で指導を行っております。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） カラーコピーの件につきましては管財課長の方が答弁してくれましたけれども、担当しておりますのは総務課ですので、私の方からも一言答弁させていただきたいと思いますが、大正、十和総合支所とも同じような形でございます。なお使用簿に沿って、焼く資料、また図面、それについては確認のためにこういったものを焼くか目通しをさせていただいて許可という方式で行っております。

それと、大変抜かりまして申しわけございませんでしたが、北ノ川の消防屯所の件で、今後のそれぞれ、田野々、十和、それぞれの分団についても、また町内の分団それぞれでございますけれども、そういったところについては新築改修、それについてはある一定計画的に消防車を導入する場合についてはそのときに検討します。そして、修繕については、その都度必要性が生じた場合については分団の方から要望を上げてきていただいて修繕をしていくという形で対応していったところでございます。

○議長（弘瀬則彦君） 34番田邊哲夫君。

○34番（田邊哲夫君） 大体2回目の答弁聞いておってわかった部分は多いわけですが、高知銀行の貸し付けの関係ですが、以前きらら大正も喫茶店として、あそこは今、月5万円じゃなかったかな、3万円に下がったがでしょうか、私は当初5万円で議会としては貸し付けた思いがあるわけですが、減額は私記憶にありませんが、それと比べたら非常にあのときのきらら大正の喫茶店には高く貸したなという思いもあるわけですが、減価償却との関係もあるわけですが、これは基準は一緒の基準で5万円と打ったがでしょうかね。当時、今所長が担当かどうかわかりませんが。後でいいですが、整合性があるのかどうか、後で、後でというか、きょうには及びませんが、きょうもらわんといかんです、きょうで終わりですので。よろしくお願いします。

それと、大正の関係を先に言いますが、江師の農林事業団というのは、私回帰センターという話を聞いてましたので、あああの人たちが回帰センターのNPOの人たちかなと思うてました。これはどんな事業団ですか。私にはわかりませんが。それと、住まいはどちらへ住まわれてきゆうがですか。本来は私は、旧大正町議会、せめて議員にはそこら辺しっかりと知らせてくれよという話をだれか知らんがしてたわけですが、一切返事がありませんでしたので、この際と思うて聞いたわけですが、農林事業団とはどういう組織なの

か。恐らく、私が知らんということは町民もほとんど知らんと思うがですよ。恐らく江師の住民の人らも、ああ何かアスパラガスつくりゆうな、どっか知らんが二、三人来てからやりゆうなというのはあるわけですが、もう少し執行部がそこら辺ちゃんとしたことをしてもらわな困ると私は思ってます。

それと、印刷機はね、総務課長、大正、十和一緒じゃないですよ、私答弁聞いておったら。地域振興課長は、許可をいただいて印刷をしたということですよ。台帳があるとは言いませんよ。私は、統一した管理をしてもらわんと、疑うつもりはありませんが、カラーコピーは今80円、90円するといいます。職員が勝手に使えることがありや私はいかんと思うがです。しっかりと何のためにカラーコピーを使うか、許可を与えて、だれが何枚、何のためにというのを記録にとってほしいと思います。同じやったらそれぞれ記録簿がありますので、私は例えば近々のカラーコピーの台帳を出してください、きょうじゅうに。大正やったら大正からファクスで送れますね。しっかりしてくださいよ。

車の購入については、本当に私も思うがですが、何か役場には車が多過ぎるというイメージを持てます、はっきり言って。しっかりとして議会で説明をし、議会もよっしゃという思いの中で提案をしてもらいたい。10年たったからとか、補助金があるからとか、それは町民には納得できません。10年乗って何十万乗ったと、ああそれだけ古けりや買わないかんという説得材料を与えてください。できれば、昼からで構いませんが、今度廃車にする車が10年以上何万キロ乗ってるか、1台の廃車するキロ数を出してください、私に。

いろいろ言いましたが、最後の質問をしたのか記憶がありませんが、よろしくお願いします。あ、バックフォーがあった。バックフォーがあった。

○議長（弘瀬則彦君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 先ほど田邊議員から言われておりました浄化槽の関係ですが、現在、当初からですが、予定どおり5人槽が31、6人から7人槽が33、8人から10人槽が1基ということで、計65ということで当初予定どおりっております。それが、県の土木部長から5月22日付で通達が来ておりまして、基準額の変更になっております。それが、5人槽が35万4,000円が基準でありましたけれども、それが34万2,000円、それから6人から7人が41万1,000円が41万4,000円、これはちょっと上がった理屈になっております。それから、8人から10人が51万9,000円ですが、53万7,000円、これは1基ですのでそう大きくあれはないと思いま

す。そういうもろもろがありましてそれが下がっておるということであります。

それから、先ほど共同墓地のこともありました、今後しっかりとした管理もしていきたいですので、ひとつまたよろしく願いをいたします。

○議長（弘瀬則彦君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） バックフォーの件ですが、バックフォーの大きさは、バケット容量で0.35立米、7トンでございます。購入いたしますのは、バケット容量で0.06立米、これは中古でございます、現在の呼称は、これは0.066立米となっております。使用する場所でございますが、これは四万十町全域で使用する予定でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 林地域振興課長。

○大正総合支所地域振興課長（林 正憲君） 江師試験場跡の契約相手であります事業組合高知県農林事業団はどういう事業団なのかというご質問でございますが、まことに申しわけございませんが、私詳しく存じておりませんので、また調べまして報告したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、聞くとところによると、この従業員がそこへ来てアスパラガスをつくっているというふうに伺っております。

○議長（弘瀬則彦君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） 車の購入、今議員さんが言われましたように、廃車の記録をとということでございましたけれども、今回購入に伴う廃車の車は予定しておりません。先ほど申し上げましたように、3分の1ぐらいが10年以上の年式の車があるということでご答弁させていただきましたけれども、そういった意味で順次こういうような形で考えております。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 永井大正総合支所長。

○大正総合支所長（永井立一君） きらら大正の談話室の使用料の関係ですが、まことに申しわけないところですが、使用料の算出については掌握しておりません。また調べた上でご返答させていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

（34番田邊哲夫君「印刷機の件は台帳あるのかい」と呼ぶ）

印刷機については台帳はありました。

（34番田邊哲夫君「カラーのね」と呼ぶ）

ええ、カラーのがありました。

(34番田邊哲夫君「ちょうだいね、後でね」と呼ぶ)

ええ。台帳はありました。

○議長(弘瀬則彦君) 10番島岡議員さん、先ほど田邊議員さんの関連質問をということでした。ありませんか。

(10番島岡幹夫君「はい」と呼ぶ)

もう昼食時間に近寄っておりますので、ここで質疑を一たん打ち切りまして昼食にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(弘瀬則彦君) 1時まで休憩します。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(弘瀬則彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

20番酒井祥成君。

○20番(酒井祥成君) 私、2点ばかり質疑をしたいと思いますが、まず1点目は、50ページの工事請負費、施設整備工事請負費の551万9,000円ですか、その中で、先ほどの説明の中で県道の拡張に伴ういわゆる中学校のフェンスのことが出ましたが、この中に小学校の関係が入ってないと私は思いましたが、小学校からも、以前私は十和吉野線の期成同盟会とPTAとの協議の中で、これからボールがありながら県道の方に出てくる可能性がある。土木の方では2メートルちょっとぐらいのさくはできるけれども、それ以上のさくについては土木の方ではできない。ですから、そういうことで土木の方とも協議をしたわけですが、その中で小学校の要望としてはやはり6メートルから10メートル近いフェンスをぜひやっていただきたいということが起こっております。先ほど十和の方の建設課長の方に聞きますと、あそこの圃場整備がもう発注をしたということで、圃場整備と同時にその県道の部分については残しておこうという計画の中で進んでおります。ですから、その後、道路が1メートルぐらい下がってそこをやっていくということになりますと、一定やはり来年度の予算ぐらいではフェンスも必要ではないかというふうに思いますが、その点についてお伺いをしたい。

それからもう一点は、51ページの、先ほど田邊議員からも言われましたが、51ペー

じやったと思いますが、51ページじゃないですね。合併浄化槽の関係ですが、非常に合併浄化槽については変わってきたと。35万4,000円のもんが34万2,000円になったとか、そういう中で減額をされておるところがありますけれども、一定以前にはレベルアップ事業等において20万円ぐらいは県の方の補助事業が確かにあったというふうに思いますが、そういう中でこれからは、例えばこういう合併浄化槽の推進を図っていく上で町としてはそういうことを今後考えて取り組むべきではないかと。環境問題を考えてですよ。ですから、そういうことが今後大事になってくるのではないかなというふうに私は思いますが、その点は、今回の予算とは関係なくなりますけれども、そういう減額をされたり、そういう中で住民課としてどういうふうな考え方で取り組んでいくのか、その答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（弘瀬則彦君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） ただいまの議員さんにお答えいたします。

合併浄化槽ですけれども、この事業については、国、県、町でそれぞれ3分の1ということで、町の方も支援をする中で成り立っております。そういうことで、今後もこの事業を続けていくということには変わりはありませんが、これも5年計画だったと思うんですが、それ以降についてはちょっと今からまた国、県の流れを見ながら考えていかなくてはいけない、そのように考えております。大変合併浄化槽ということについては、家庭の雑排水なんかも入ってきますので大変重要な、四万十川を守っていくにおいては大変重要なことだと思いますので、今後もしっかりとした補助をつけていきたいと、そのように考えております。

○議長（弘瀬則彦君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） お答えをしたいと思います。

先ほど議員さんがおっしゃいました十川小学校の横の県道拡張の件でございます。これにつきましては、土木の方からこれは採択をしていただいて古城線の改良という形で取り組んでいただいております。それにつきまして、その道路をグラウンドの方へ若干入ってくるということで、十川の小学校、中学校のPTA、それから学校関係者、それから地域の方、それから土木というそういった者が集まりまして今まで3回くらい協議をしております。その中で、学校の方から、県道のすぐ近くであるので、ソフトボールもやっております、その関係で道路へ飛び出ると車へ当たると、そういったような危険性があるので設置をしてほしいという防球ネットの設置要望が出てきております。県自体

は、道路へ安全対策として2メートル三、四十くらいですか、フェンスをやっていただくということになっております。しかし、それは、道路が校庭から1メートルくらいになります、それへまた2メートルちょっとですので、グラウンドからいくと3メートルちょっとくらいという高さになります。それでは子ども会等々の練習のときにボールが道路の方へ飛び出る危険性が高いということがありまして、そういった形でグラウンドの方へフェンスをやってほしいという要望はいただいております。そういったことを受けまして、委員会としましては、来年度の当初予算の中へ要求として上げていきたいというように考えております。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 20番酒井祥成君。

○20番（酒井祥成君） この問題は非常に複雑な関係で、非常にPTAからも10項目ぐらいの要望が上がったという中で、今回私はあえて議会の中で質問させていただいたわけですが、その中でももう一つは駐車場の関係があります。小学校の送り迎えをしたときにどのくらいのスペースの駐車場が要るのかという問題もありますので、その点を含めて今後の来年度の予算に向けてぜひ確保をしていただけて取り組んでいただきたいと。取り組みますというお答えをいただかないと、私もそういう土木の方との協議もありますので、そういうお答えをぜひお願ひしたい。

それからもう一つは、先ほどの合併浄化槽の関係ですけれども、これは3分の1ずつということですが、以前に、先ほど申し上げましたように、レベルアップ事業等において古い家なんかについてはそういう事業もありますよということでこれまでレベルアップ事業に取り組んできた。継ぎ足しをしながらやってきたということもありますが、これから環境問題を考えるときに、例えば今下水道関係でいろいろ、7,000万円とか持ち出しがありますけれども、やはり各家庭の中でそういう合併浄化槽の設置を含めて検討する上ではそういうこともやはり行政として考えるべきではないかなと私は思いますが、その点についてはまた今後の5年間の中で考えるのか、それとも見直しをしながら考えていくのか、その点についてお伺ひしたいというふうに思います。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） まず、県道拡幅改良に伴います十川小学校の施設についてのお尋ねの件につきましては、まず防球ネットについては来年度予算化いたしたいと考えております。

それから、駐車場の問題につきましても、今地権者と話し合いを持っておるようござ

いますが、そういった協力が得られるならば、不便がないようにいたしたいというふうに思っております。

それから、合併処理浄化槽につきましては、四万十町当面の間、家庭雑排水対策につきましては合併浄化槽で対応していくという方針でございまして、農業集落排水事業とか公共下水道事業をやるという考え方は今のところありませんので、この手法しか整備手法がないわけでございますので、財政の許す限りきちっとした対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（弘瀬則彦君） ようございますか。

（２０番酒井祥成君「はい」と呼ぶ）

ほかにございませんか。

４２番田邊幹男君。

○４２番（田邊幹男君） 午前中の代表質疑に匹敵するような質疑では理解できましたが、私は、第２の夕張になってはいけませんので、１点だけお聞きしてみたいと思います。

１９ページの職員手当の時間外手当です。今回１，４００万円余り見ておられます。何か上の議員報酬と、議員報酬が減ったからふえたというバランスの関係ではないと思いますけれども、非常に多いと。仮にこの３カ月の間に１カ月平均しますと５００万円ぐらいになるわけですね、９月からいいますと。その理由と延べ人数、そして延べ時間。そしてまた、特別職を除いた一般職の、例えば一人頭何時間ぐらいになるのか。こういった計算ができておればぜひお示し願いたい。

それと、旧３カ町村の現在の１２月時点の状況と比較してどうなのか。こういった比較対照ができておるのか、この点についておわかりになれば、暫時わからなかったら後でもいいですけれども、お示し願いたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 樋口総務副課長。

○総務副課長（樋口 寛君） お答えを申し上げます。

まず、時間外手当が増加しております理由についてでございますけれども、合併によりまして全体的に時間外勤務手当が各部署で増大しておることは間違いございません。それで、特にこの総務費の一般管理費以外でも各費目に時間外手当の増加が計上しておるところですけれども、今ご指摘の総務費の一般管理費につきましては、まず財政担当でありますとか出納の担当、それから電算の担当、あるいは給与の担当あたりが時間外手当が増加

している主なものでございまして、やはり合併に伴いまして新たな電算システムなどを導入し構築をしまして、事務の統合を緊急に図るために深夜までといいますか、勤務をしなければならなかった実情が出ているのではないかというふうに思っております。

それから、4月から11月までの時間外の実績ですけれども、11月までの実績で時間数にいたしまして2万9,000時間余り、金額にいたしまして6,700万円余りになっております。今後、追加をいたしております時間外手当を含めると、1人当たりといたしましては……、12月から3月までの見込みといたしまして総額で4,600万円程度を見込んでおりまして、一人頭といたしますと13万9,000円程度。予算計上しております時間外手当をすべて消化すると思いたしますと、1人当たりで言いましたらそういうことになっております。

それから、旧3町村の12月末の実績との対比については、申しわけありませんが、今のところ資料を持っておりませんので、調査をしたいというふうに思っております。

○議長（弘瀬則彦君） 42番田邊幹男君。

○42番（田邊幹男君） 一人頭13万9,000円ということで、主な事情は合併による財政、それから給与、出納、そういったあたりだというご回答でしたが、これ非常に、一人頭13万幾ら最初から見ておるということについて私は非常に危惧するんですね。と申しますのも、町長の行政報告の中に来年度の予算編成方針として一部だけ読み上げさせていただきたいと思いますが、「職員定数の削減や事務事業の再編整理などによる行政改革とともに、抜本的な歳入歳出の見通しによる財政改革を不断にしていかなければならない」と、こういった一つの指針が出とりますわね、この指針からいいますと、非常に今パソコンなんかで私は事務処理がかなり上がっておると思うんですが、いかにこのふえ方というものが私大き過ぎやしないかと危惧をしております。

それと、9月から12月までに1,400万円余りの残業手当を見なければいけないということは、私財務上わかりませんが、やはり途中でひとつ臨時議会とか、そういった形をとるべきではないかと思うんですが、その点についてどんなものでしょう。

○議長（弘瀬則彦君） 樋口総務副課長。

○総務副課長（樋口 寛君） 人件費につきましては、給与特別特会の方で現在の支払い管理はしておりまして、全体の支払いについてはその範囲内で行っておるところでございます。人件費につきましては、例年、ことはありませんけれども、人事院勧告による改定とかというものを見きわめまして、12月において補正計上をし整理をさせていただい

ておるところでございますので、ことしも同様の処理をさせていただいたということでございます。

○議長（弘瀬則彦君） 42番田邊幹男君。

○42番（田邊幹男君） ある一定理解はできるわけですが、これは町長にお伺いしたいのですが、この残業の現状を踏まえて、予算編成方針と若干私はずれがあるような気がいたしますけれども、確実に指針どおり予算編成ができるのかどうなのか、その点、町長の所信というものをお聞かせ願いたいと思います。

それと、この20年間に職員の数を退職者不補充、3分の1ぐらいですかね、こういったものは確実に実行されていかないと、これは合併した何ら価値がないということになりますけれども、そこら辺も含めて、この残業も小さなことだとは思わないで、ひとつ私は目を光らせて次の来年度の予算編成方針に実際に生かす努力をしてほしいと思っております。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） お答えをいたしたいと思います。

時間外勤務手当につきましては、社会教育あるいは水道の担当者については、当初予算、ことしの場合は本予算ですが、6%、その他の職員については4%という枠設定で計上しておるところでございますが、これまでの合併先進自治体の例によりますと、合併初年度は特別に時間外勤務手当を要すると、びっくりするぐらい要するというふうな話を聞いてまいっておりました。したがって、今年度につきましては、先ほど樋口副課長がご報告申し上げましたように、合併に伴います特別の時間外勤務というものがあります。そういうことでこういった多額の予算計上になりました。

来年度へ向けましては、そういった点についてはもう一段落するということが1つございますし、また今年度の人員配置につきましては旧町村での考え方を中心にして配置をいたしました。ですから、ある課は相当忙しいけれども、ある課はそれほどでもないというふうな事務量と職員配置のアンバランス、これも確かにございます。現在、そういった点について各課長に見直しを指示をいたしておるところでございますが、来年度からはそういった事務事業に見合う適正な職員配置というものを行って、全般的な時間外勤務についての削減といいますか、適正化を図っていきたいというふうに考えております。

また、職員定数の適正化についてもご質問がございました。定数適正化計画を現在検討

いたしておるわけですが、合併協議の中で退職者の3分の1あるいは2分の1補充という基本的な方向性も打ち出しておりますので、それが達成できるように事務事業の改革を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（弘瀬則彦君） ほかに質疑はございませんか。

22番梶原政利君。

○22番（梶原政利君） 私は2点質問を、直接興津に関係をしておりますので、興津に関係のある予算ですでお聞きをします。

私、一般質問で質問した内容でもありますので、予算書は38、39の農林水産業費です。38ページは、佐々木議員からも質問がありましたが、松くい虫の防除事業委託料ということで600万円が予算計上されておりますが、この委託先はどこですか。第1点の質問はそれです。

それから、この600万円という金で、説明資料では3ページですが、幹に注射をします。私の質問の答弁でもそのような答弁でございましたが、これは全体の松へすべて注入をするのか。どれぐらいの松に幹への注入を行うのかということが2点目ですが、それから補植をすると、200本の苗を補植するという説明、予算資料にはありますが、これはどれぐらいの木を補植するのか。それをまずお答え願いたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） お答えいたします。

38ページの森林病虫害防除の委託先でございますが、伐倒駆除50万円につきましては森林組合の方に委託したいというふうに考えてます。樹幹注入の550万円につきましては、そういう専門業者がおりますので、入札によりまして委託先を決めたいというふうに考えております。

それから、全体の松へやるのかというご質問でございますが、今回予定しておりますのは径が20センチ以上の大きい木を対象に、その木の合計が375本でございますが、その木に注入しようとするものでございます。

それから、補植の200本の苗でございますが、これは予算書の町有林管理費の11の需用費の42万2,000円の中に4万2,000円含まれておりまして、1本200円の苗なのですが、このぐらいの小さい苗でございます。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 22番梶原政利君。

○ 2 2 番（梶原政利君） 次に、39 ページですが、これも防災との関係で漁業集落整備事業費が総額では余りふえてないと。補正額が39万3,000円で、1億758万7,000円ということで余りな揺り動かしはないようですが、ただこの節の方で13節とか15節の委託料、工事請負費等が削減をされております。これが13の委託料は266万7,000円、測量設計委託料となっておりまして、浦分地区の調査測量設計ということになっておりまして、それから節の15は工事請負費が201万6,000円、これも浦分地区の防災安全施設、小室地区防災安全施設と、この額を減しておりますが、その理由はどういう理由で減したのか。

それからさらに、その揺り動かしの金額を下へ持てきませんかと思うわけですが、17節の135万7,000円、用地購入費とか22節の補償補てん及び賠償金ということで426万3,000円を補正しているわけですが、ご説明を願いたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） お答えいたします。

漁業集落環境整備事業の補正でございますが、まず浦分地区におきましてことし委託をかけておるわけですが、計3工区を測量しておりました。そのうちの東側の工区になりますが、これが排水機場の東側の山が全体に地図混迷地になっておりまして全く境界がわからんと。切図も法務局の方でもう削除されておりましてわからないということで、この山への避難路、避難広場はもう断念せざるを得んということになりまして、そこは避難塔という形で検討していかないかんという事態が起きておりまして、それによる測量委託面積の減による減額と、それから工事費の減額でございますが、そこへ一番最初に避難道路と避難広場の工事の一部を着工する予定でしたけれども、先ほど申し上げた理由でできなくなったと。新たに2つ目の、第2工区でございますが、そこを先に着工しようというところで、そこには住家がございます、その移転費、それから公有財産購入費にそれぞれ135万7,000円と426万3,000円を充てたところでございます。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 22番梶原政利君。

○ 2 2 番（梶原政利君） 3工区を計画しておった中で1工区が中止になったと。山の境界がわからんというのは銭神山ですか。

○議長（弘瀬則彦君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） はい、そうでございます。

○議長（弘瀬則彦君） ほかに質疑はございませんか。

16番伊藤訓新君。

○16番（伊藤訓新君） 1点だけお伺いしたいと思いますけれど、31ページの委託料であります。田邊議員からも出ておりましたけれど、この榊山共同墓地の墓地全体の面積がどれぐらいあって、1区画が大体どれぐらいの面積であるか。それと、使用料といいますか、利用料といいますか、それがどうなっておるのかということと、利用基準といいますか、申し込んでどういう基準をクリアできたらそこへ埋葬できるか、そういう点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） 面積等については担当課長の方でわかっているかと思うんですけど、この榊山共同墓地というのは、昭和30年の窪川町の合併前の窪川町の時代からずっと引き継いできておりました共同墓地でございまして、きちっとした区画があるわけでもありませんし、だれがどこの許可を受けて使用しておるかということも全くわからないような状況になってきております。今まで使っていた人が掘り上げたら、あんたあこを掘り上げたき使いやみたいな形で、ちゃんとした使用基準もなしに今日まで来ておまして、今回、そういうことでは町有の共同墓地としての管理がきちっとできないということで、新たにこの調査費を計上いたしまして台帳整備を行いたいという趣旨でございまして、面積は約1ヘクタールぐらいあるんじゃないでしょうか。

（「それに関連して」と呼ぶ者あり）

○議長（弘瀬則彦君） ちょっと待ってくださいよ。

市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 今助役の方がおおむね言っていただきましたけれども、何分にも、台帳の方は一応あるんですけども、大変古くてどこからどこまでかっていうのもなかなか線引きがされておりませんが、一応四万十町の共同墓地条例というものもありまして、その中で今回確認をしながらその墓地の図面をつくっていかうということでもあります。一応四万十町の窪川1373-12、13、29、1375-1という地番が該当しますので、そのあたりの面積を確認をしてやっていかうということにしております。その中で、利用については無料ということでもあります。それから、町内に在住する人でその必要のある者というふうなことで明記しておりますので、ただしそれ以外に町内においても途中でやむを得ず出ていかないかんような事情もあるかもしれません。それはまたた

だし書きで町長において適当と思う方についてはその限りでないというようなことではうたっております。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 16番伊藤訓新君。

○16番（伊藤訓新君） 台帳そのものがないということで、なかなか難しい面もあると思いますけれど、今回でこれを調査をしまして台帳がきちんとできた場合にどういう状態になってくるかもわかりませんが、仮にどっかあきの墓地があったときに、新たに私がここを使わせてくださいという申し込みがあったときにだれが認可をして決めるわけです。そこあたりをちょっと。

○議長（弘瀬則彦君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 一応町長になります。管理はうちの方でやりますので、それができましたら逐次あいたところを公募といいますか、皆さんわからんでしょうから、こういうことであいてますよということで皆さんには連絡ができるような形をとっていきたいなとは思っております。

○議長（弘瀬則彦君） 16番伊藤訓新君。

○16番（伊藤訓新君） 町内ということになりますと、合併しましたので十和から申し込みがあっても利用できると思うんですけど、今後も利用料といいますか、使用料は無料でいく考えですかね。そこあたりは。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） お答えいたしたいと思います。

今までは無料でありましたし、それから使用貸借の関係が非常に不明確になっておると。それから、公募しようにも、公募の手続によらずに勝手に埋葬、収骨をしておった方もおるということでございます。歳入歳出の抜本改革を進めていかないかんわけでございます、こういうご時世でございますので、ほかの町有の共同墓地との均衡も図りながら適切な使用料について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（弘瀬則彦君） ほかにございませんか。

7番緒方正綱君。

○7番（緒方正綱君） 3点か4点ほどお伺いしたいと思います。

まず、出の方ですが、1款から11款にかけて、職員給与と、それから一般職員の共済組合負担金、これの関係についてお伺いします。

大体の款が人件費が増減で、増のところは増、それから減のところは減というふうに入っておりますが、ページ29の2節、3節含めまして約1,900万円ぐらい減が出ております。それに対しまして、4節ですか、共済費、95万8,000円の増になっております。これについてお伺いしたい。まず1点。

それから、32ページです。32ページの4目と5目、クリーンセンター銀河の運営費、それから5目のし尿処理センター運営費、これにつきましては職員給与は出ておりませんが、職員手当等の項目が減になっております。多分職員給与の方も減になっておると思うんですが、それに対して共済費の方で負担金が、クリーンセンターでは26万3,000円ですか、それからし尿処理センターでは58万7,000円、合わせて80万円になりますかね、85万円ですか、の増になっております。それについてもお伺いしたい。

それから、ページ35ページ、款の6農林水産業費、1項の農業費の3目ですが、その中で19節負担金、補助及び交付金の中でユズのカラーリングの購入費の補助金が6万5,000円補正になっておりますが、これは9月ですか、約26万円ぐらいだったと思うんですが、補正をしておるはずですが、それについてなぜまた増額なのかというところをお伺いしたい。

それから、39ページ、先ほど梶原議員さんがお伺いしましたが、その中で工事請負費が減になっております。これとはまた別に、私が6月で1度お伺いしたと思うんですが、浦分地区への目視をできる目印、これができておるのかどうか。それから、小室地区の避難広場に対しての避難の誘導灯、これができておるのかどうか、お伺いしたい。

それから、ページ41、ページ41の一番下です。18節備品購入費、午前中も出ましたが、バックフォアの購入費ですが、私は、約200万円近いお金、198万5,000円ですか、ちょっと安いんじゃないかなと、それで機械についてもちょっとこまいんじゃないかなと、そういう感じがしたんですが、聞くところによりますと0.06立米ですか、バックフォアのが、維持修繕工事をやるのにちょっとこまいんじゃないかという気がするんですが、そこら辺ちょっとお伺いしたい。

それと、購入した機械の年式ですね、年式と、多分公共工事では発注者側の方が使用機械については、例えば排ガス規制とか低騒音とか、そういうのを多分うたうはずですが、そういうのはあるんでしょうか、お伺いしたい。

それから、最後ですが、42ページ、土木費です。土木費の節の13の中で現場技術業務委託料というのがありますが、これは現場管理というか、現場監督とか、そういうのを

雇うお金でしょうか。それをお伺いします。

○議長（弘瀬則彦君） 樋口総務副課長。

○総務副課長（樋口 寛君） 人件費の件につきましてお答えを申し上げます。

まず、29ページの給料、それから職員手当が減額になっておるのに共済組合負担金が増になっておるといふこの理由についてでございますけれども、まず給料、職員手当等が減額になっております主な理由につきましては、育児休業、それから病気によります休職者がおりまして、その関係で主に減額になっております。一方、共済費につきましては、育児休業等については、給料等は減額になりましても、共済費については負担をする必要がありますので減額にはなりませんし、一方、9月の時点から一部率の増加の改定も行われておりまして、その関係でこういうふうになっておるといふことでございます。

それから、同じく32ページの手当、共済費の関係でございますけれども、これにつきましては手当はここに計上しておりますように時間外手当、それから勤勉手当、児童手当というところで、給料も減になっておりはしないかというご指摘もありましたけれども、給料は減になっているわけではありませんで、時間外手当でありますとか、それから扶養しておる児童の数が変わった関係で増額になっておるとか、そういうことでございます。共済費につきましても、同じく率の改定等によるものでございます。

○議長（弘瀬則彦君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） お答えをいたします。

まず、35ページの6款農業振興費の中のユズカラーリング機械の購入補助金の増額ですけれども、これは当初予算で25万8,000円で計上しておりました。これは、現在これを購入するということで見積もりをとりましたところ、この機械そのものが単価が上がっておりまして、6万5,000円上がっておるといふことで、このアップ分について計上したものです。

それと、続きまして42ページの現場技術業務委託料でございますが、これにつきましては十和地域で技術職員の方を技術公社から委託料で委託をしておりまして進めておったわけですが、この方も通常の委託料の中で時間計算でその方を、勤務の増減がありますので、それを精算するようにしております。その中で残業的なことが多く出てまいりましたので、その分につきまして100万円を増額いたして委託契約をして、またこれは最終的に3月の段階で時間数を見まして精算をする予定でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（弘瀬則彦君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） お答えします。

まず、39ページの漁業集落環境整備事業でございますが、これの表示板についてでございますが、それにつきましては今発注しておる工事の中で設置をしてまいる予定でございます。

それから、誘導灯の設置でございますが、これは県の審査も先週終わりました、発注するように伺を回しておるところでございます、間もなく発注になります。

それから、バックフォーでございますが、バックフォーが小さいのではないかとこの質問ですが、これは例えば窪川ですと鶴津、大鶴津、島戸、そういう地域で使うのが多くなろうと思います。それと、側溝にあります集水升、これなんかも入って人力では到底できんようなところへこういう機械を活用したいと考えております。

年式については、今ちょっと記憶にございませんので、すぐに調べて後ほどお知らせいたします。

低騒音についても、また後ほどご説明させていただきます。

○議長（弘瀬則彦君） 7番緒方正綱君。

○7番（緒方正綱君） カラーリングですがね、ユズの、9月の補正をつけたときには見積もりはとってなかったわけですか。

○議長（弘瀬則彦君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） お答えをいたします。

この時点でもとっておりました。それが現在とり直しをしましたらこれだけ上がっていったということでございます。

○議長（弘瀬則彦君） 7番緒方正綱君。

○7番（緒方正綱君） もう一つお伺いします。

これは一応補助金ですわね。実際に購入される価格は幾らになるんですか。

○議長（弘瀬則彦君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） これは2分の1の補助金です。それを農協の方で購入をして管理をしていただくということです。

○議長（弘瀬則彦君） ほかに質疑はございませんか。

32番下元昇君。

○32番（下元 昇君） 今の緒方議員の質問の関連で、もう一度確認の意味で課長答弁

に対してお伺いをします。

42ページ、委託料ですけれども、先ほどの現場の技術業務委託料で、これでもう一度ちょっと、余り注目して聞いてなかったんで答弁を確認したいんですけど、いま一度どういうあれで出したのか、もう一度。

○議長（弘瀬則彦君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） 答えいたします。

42ページの現場技術業務委託料でございますが、これにつきましては年間現場の技術、設計監理、すべての委託を技術公社の方をお願いをしております、その方が年間こちらの方で派遣をしていただきましてやっていただいておりますのに委託料を計上してやっております。その契約内容が日及び時間計算での委託内容になっておりまして、これを最後で精算をするという委託内容になっておりまして、これまでこの方に対する残業代のなもんがありましたけれども、これを委託料に切りかえた後も残業代として支払っております。それが委託ということで残業代ということはおかしいということで、その残業代を委託料に上乗せをするために委託料を計上したということです。ほんで、これまで払っておりました残業代につきましては返納をお願いして、そういう委託料での正しい方向で予算の組み替えをしたということでございます。そういうことでございます。

先ほどのもう一点でユズカラーリング施設で、訂正をしたいと思います。補助金につきましては、県3分の1、町3分の1、JAが3分の1の補助金になっております。先ほど2分の1と申しましたが、訂正して報告します。

○議長（弘瀬則彦君） 32番下元昇君。

○32番（下元 昇君） その委託を結ぶときに1年間の分を日割りで契約しちよって、残業してお金が足らんから、その分を再度委託料へ加えたと、こういう認識でよろしいですか。

○議長（弘瀬則彦君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） これから3月の分までの日割りを含めまして計上したということです。

○議長（弘瀬則彦君） 32番下元昇君。

○32番（下元 昇君） 僕は余り契約の方には詳しくはないんですけども、ある一定のこのことを年間通じてお願いしますよということで、仕事がふえて何ぼでもふえたらですよ、このことに限らず、ほかのことはまずないと思うんですけども、この分について

て、これが恐らく最終の補正かなと。それで、あとは何ぼ残業が仮にあってももう出さんよとか、いろんなことが考えられるんですけども、そもそも大体年間の委託ということになれば当初のあれで請負するのが委託のあれじゃないかとも思うんですけども、そこが若干わからない点がありますんで、もう少し納得できる説明をお願いいたします。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） 大変わかりづらいと思います。実は、十和地区は、旧十和村から引き継ぎまして、農業基盤整備の関係につきましても、それから道路整備の関係につきましても、まさに今ピークのような状態で事業をやっております。それに引きかえまして技術職員が不足をしておるというふうな実態がありまして、本来は職員を臨時なり嘱託で雇用して業務に当たらせるというのが本来の姿なんですけれども、そういう適材もないということで、高知県農業技術公社から実は派遣を受けておるわけですね。職員の派遣を受けておるわけです。その派遣という役務に対するものを委託料という形で支払いをしておるというふうな仕組みになっておりまして、勤務の実態に基づいてその単価を決めておって委託料で支払うということですから、勤務の実態が変化をすれば、それに見合っただけ委託料が変動すると。職員で言えば職員給、時間外手当、そういったものが時間外を多くやったかやらんかによって変動すると同じような形態をとってるわけです。人件費です、はっきり言いまして。そういうことで、変則的言うたら語弊がありますが、やむにやまれぬ技術職員の不足をそういう形で従来からカバーしております。そういう点で、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（弘瀬則彦君） ほかにございませんか。

27番宮地章一君。

○27番（宮地章一君） 非常に多岐にわたって質問がされましたのでもう余りないわけですが、1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

ページ36ページの6款農林水産業費の中で15節の工事請負費になるわけですが、903万6,000円という減額補正をしておるわけですが、非常に十和は、今助役の話にもありましたように、今が圃場整備も含めてピークということで、進捗率が五十数%ではなかったかと思いますが、9地区にわたって事業を導入するということになっておるわけですが、この減額補正の理由と、それから各工区の面積、それから事業費がわかればちょっとお教え願いたいと思いますけど。

○議長（弘瀬則彦君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） お答えをいたします。

15節工事請負費の各工区の面積でございますが、ナロ工区につきましては0.3ヘクタールでございます。新階工区の圃場整備につきましては0.7ヘクタールでございます。ドウダ工区の圃場整備につきましては1.0ヘクタールでございます。川口地区生態系保全施設につきましては、これは延長が200メートルです。中瀬ノ上地区圃場整備工事につきましては1.3ヘクタールです。津賀工区圃場整備につきましては0.7ヘクタールです。それと、昭和工区圃場整備工事につきましては0.8ヘクタールでございます。河内地区圃場整備工事につきましては0.5ヘクタールでございます。戸川工区につきましては0.3ヘクタールでございます。

この減額の理由でございますが、主に整備面積の減、それとこの工事につきましては15年度から継続してやってきておりまして、17年度繰越工事でも事業を実施しております。その中で、17年度繰り越しを成果を上げることによりましてその事業費の残等が出てきた場合に、その工区への取り組み等も行って出来高を上げておりますので、その分へ動いた事業費もございます。あと、確定測量、換地計画の変更などによつての減額も出てきております。そういうような内容になっております。

○議長（弘瀬則彦君） 27番宮地章一君。

○27番（宮地章一君） 非常に小面積で多岐の工区にわたっておるわけですが、大部分が同じ事業で、事業年度が15年から、今繰り越しで17年度繰り越しということですのであと少しかかるというように思いますが、この場合の、非常に面積が小さいということで、入札は何工区か一括でやっておるのか、あるいは工区ごとにやっておるのかということをお聞きしたいと思いますし、10アール当たりの事業費というのは平均的に見てどれぐらいかかっておるのかわかりませんか。

○議長（弘瀬則彦君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） まず、10アール当たりの事業費でございますが、その工区、工区によってかなり差があります。高いところにつきましては10アール当たり250万円、それから低いところでも150万円ぐらいはかかる事業費になっております。

入札につきましては、各工区はかなり点在をしております、すべての工区でそれぞれで入札をしております。

○議長（弘瀬則彦君） 27番宮地章一君。

○27番（宮地章一君） 最後になりますが、十和地区というのは、旧十和村というのは非常に整備が3カ町村の中ではおこなっておるわけですが、高齢化が非常に速い速度で進んでおりますし、3カ町村の中でも、17年度高齢化率38ということで、非常に速い高齢化の中で地域を守っていくということの上では、できるだけ早く圃場を整備して地域を守れる環境をつくっていくことが必要じゃないかというふうに思いますので、積極的に圃場整備にも執行部の方は取り組んでいただきたいということをお願いしまして質問を終わりたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） ほかにございませんか。

樋口総務副課長。

○総務副課長（樋口 寛君） 先ほど時間外勤務手当の関係で平成17年度の旧3町村との比較のご質問がありましたので、その件についてご答弁を申し上げたいと思います。

平成17年度の一般会計の時間外の決算額ですが、7,795万9,000円となっております。今のところ月ごとの実績については資料がございませんので、単純に4月から11月までの8カ月ということで案分をしてみますと5,197万2,000円というふうになっております。現在は、18年度の実績につきましては5,002万7,000円でありますので、ほぼ同額ということになっております。やはり17年度におきましても、合併に伴いまして、特に12月以降の方が多いと思いますけれども、多額の時間外勤務手当が要っておるということで、補正後の予算額につきましても、17年度と比較しますとほぼ近い金額になっておるということで、例年よりは17年度、18年度ともに時間外手当については増加になっておるのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 17番秋田昇君。

○17番（秋田 昇君） では、ごく簡単なことを1点だけお尋ねをしておきたいと思います。

午前中に田邊哲夫議員の方から随分食いついた質疑がありましたけど、この中で24ページと38ページへ公用車の購入ということで補正されております。38ページの町有林の管理関係のそれについては、その必要性、理由、十分理解できました。ただ、24ページの中の200万円の公用車購入の件ですが、質疑も聞いておりまして、古くなったのが代替えというんか、買いかえかと思っておりましたら、どうも買いかえではなく買い足しのように受けとめたわけです。現在、町に職員約2人に1台の割で公用車があるというこ

とですが、どうしてもこれ今必要なのかなと。必要性というよりも、買うに当たって非常に有利な条件の中で買えるから買うんだというふうに私は受けとめたところです。そういう2人に1台の割で公用車があるということになれば、公用車の整理計画、こういったものをきちんと示した中で対処していくべきと思うところですが、この点についてはいかがお考えでしょう。

○議長（弘瀬則彦君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） お答えさせてもらいたいと思います。

確かに全体的な公用車の整備計画というものはよう立てておりませんが、先ほども答弁させていただきましたように、年式等の表はつくっておりますけれども、廃車した後の購入ではないということでございますけれども、現在使っておる車につきましては、ほかのところが現在使っておる箱バンが必要ということで、ぜひともその車を使用したいということでもありましたし、先ほどもご答弁させていただきましたように、国土調査で使用するのに現在は四駆でありませんので、四駆でないと農道、山道等の登りおりが非常に困難を来しておるということで、四駆に買い換えをさせていただいて、現在使っておるものについてはほかのところへ対応させていただくというような形の計画になっております。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 17番秋田昇君。

○17番（秋田 昇君） 何かわかったようなわからんようなふうに、いま一つ理解したいところもあるのですが、要は2人の職員当たりに対して1台の車があるということはこれ事実ながですよね。そういう中で、町長も行政報告の中にも、先ほど田邊議員も読み上げられておりましたけれども、事業の再編整理などによる行政改革とともに、抜本的な歳入歳出の見直しによる財政改革を不断に実行していかなければならんということで、この改革に対する町長の強い決意というものも示されておるわけですよね。そういった中で、合併した後に非常に住民負担等大きな負担が強いられてきていて、住民からの不満というものもかなり出ておるわけです。今議会においても、区長報酬等についても、総代制度、区長制度のあり方、仕組みの違いなどもある中で、これを一定整理をして取り組んでいこうということでかなり強行にこれ進めておるわけですよね。こういうことから考えたときには、町長の一つの考え方と逆行する中身ではないか、こんなに思うがですよ。やはり全体的なものをとらえて、何年か後には公用車もこうしていくんだというものをきちん



○議長（弘瀬則彦君） 17番秋田昇君。

○17番（秋田 昇君） 大体理解をしたいと思います。いろんな車含めて2人に1台ということで、私も正直何台あるのか承知しておりませんので。ただ、新町の方角として職員の定数を補充を少なくして削減していくという方向は確認されておるわけで、やっぱりそういうところも頭に置いて今からきちんと計画を立てた中で、必要なものは入れかえていくとかというようなことで進んでもらいたいと、そういう意味を含めてお尋ねをしたところでありますので、ひとつそこらあたりはしっかりとお願いしておきます。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 先ほど甲把助役が国土調査の経費で購入したというふうに申し上げましたが、このことはひとつ聞かなかったことに。

○議長（弘瀬則彦君） ほかに質疑はございませんか。

40番田邊客子君。

○40番（田邊客子君） お疲れのどこ。もう再びないかもしれませんので、心残りになりますのでやらさせていただきます。今国土調査ということが出ましたが、そのことにつきまして、今回の23ページの統計調査用に、総務費の5項統計調査費の中で委託料が1,174万円減額になっているわけです。予算特別委員会の中でも非常に窪川の国土調査がおくれてるということで執行部をただしたところ、執行部はまだ25%しかできていないってということで、精力的にこれに取り組むということでありました。であります、今回減額になっております。特に、これは県の補助金の700万円の減であります、できなくて減になったのか、それとも県の補助金が回ってこなくてこのような減になったのか。今、車も買ったようですので随分仕事は進んでると思うわけですが、そのあたりどうなってるか、お聞きします。

それから、十和地区の技術員を公社から派遣というんですか、私は県の職員が2人来てと思ったわけですが、公社とお聞きしましたが、旧大正町なんかも技術者が少なくて随分そういう少数精鋭の中で非常に頑張ってきていました。特に、合併いたしましたのでそういった技術の職員の交流もできるだろうし、これはいつまで2人の職員ですか、を委託でお願いするのか、そのあたりの見通しはどうか、その2点お聞きします。

○議長（弘瀬則彦君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） お答えさせていただきたいと思います。

23ページの委託料の減でございますけれども、県の補助金の一方的な減ということでなくて、当初うちが予定しておりました面積の減でありまして、現在の職員のできる事業量等も県とも協議の中で減となったものでございます。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） お答えをいたします。

技術職員の件ですけれども、現在十和地域で村道改良工事が来年度の予定が8路線ございます。その中で、正規の職員1名が町道の管理から始まって町道の改良すべて1人の職員でやっております、非常に1人の職員の肩に重さがかかっております。そういう意味で、もうこの事業そのものが21年度で完了ですけれども、あと2年ぐらいはこの事業費の中の委託料の方でお願いできたらというふうには考えておるところでございます。

○議長（弘瀬則彦君） 40番田邊客子君。

○40番（田邊客子君） 精力的な調査を行うということでありましたが、今の職員では手いっぱいだと。でも、これ委託ですので多分職員だけではやってないと思うわけですが、それと税の公平さからいいまして、大正、十和はほとんど国土調査は済んだと、窪川はまだ25%だという状況で、聞きましたら今のテンポでいくと何十年もかかるということでしたので、ぜひこれはもう少しテンポを上げて、県の補助ももらえるようですので、委託をしながら精力的にやっていただきたいので、その点町長はどうお考えなのか、お願いします。

それから、今十和の産業建設課長からの答弁がありましたが、これは産業建設課長の権限では、権限というか、答弁ではちょっとどうかなと思うわけですが、来年度人事も大幅に変わるようですので、そのあたりでいつまでも2人も公社から雇うというのはどうかなと。全体的に職員は余ってるわけですので、その点、町長なり、町長ですね、答弁をお願いします。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 国調の件でございますが、現在は窪川町においては、4班体制で国調に当たっております。1班2名のチーム編成ということでやっております、国調の進度を上げるとなれば当然のことながら班をふやす必要がございます。そういうことで、正直申し上げて痛しかゆしというところではございますけれども、今後も行政改革の一環として職員数も一定は定数管理といいますか、やっていかんといかんわけでございます。

て、いわゆる委託という手法でやることも現在検討しておりまして、それら総合的に勘案をする中でできるだけ国調の進度を上げていきたいというふうに思っております。

○議長（弘瀬則彦君） 高瀬助役。

○助役（高瀬満伸君） 技術職員の派遣でございますが、今全庁で事務事業の見直しの調査も行っております。そういったところも踏まえまして、来年の組織機構の改革、そこらあたりもやらなければならないわけですが、職員の人事交流、そういったものも含めて、人事交流といいますか、本庁と総合支所間の職員の異動、そういったものも含めまして全体の中で一体何人要るのかということも考えてみたいというふうに思っております。

それと、十和の総合支所につきましては、現在県の方から林業関係の職員が来ておりますけれども、組織の見直しの中で、その職員については18年度いっぱいということにいたしております。

○議長（弘瀬則彦君） ほかにございませんか。

（「議長、ちょっと構いません。ちょっと休憩。休憩」と呼ぶ者あり）

休憩にします。

午後2時16分 休憩

午後2時17分 再開

○議長（弘瀬則彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲把助役。

○助役（甲把英一君） 先ほど公用車の購入の関係に関しまして、17番秋田議員さんの質問に対する私の答弁は正式に撤回をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（弘瀬則彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） ほかに質疑はないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより議案第168号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第168号平成18年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この表決は挙手により行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手多数でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

2時30分まで休憩します。

午後2時18分 休憩

午後2時32分 再開

○議長（弘瀬則彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲把助役。

○助役（甲把英一君） 先ほどの私のくだんの発言につきましては撤回を申し出させていたただきたいと思いますので、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（弘瀬則彦君） ただいま助役の方から先ほどの発言を取り消していただきたいという申し出があっております。

お諮りします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 異議なしと認めます。したがって、甲把助役の発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

~~~~~

○議長（弘瀬則彦君） 日程第2 議案第169号平成18年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第3 議案第170号平成18年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）、日程第4 議案第171号平成18年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）、日程第5 議案第172号平成18年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）、以上議案第169号から議案第172号までの4議案を一括議題とします。

本4議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これ

より質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） ほかに質疑はないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより議案第１６９号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１６９号平成１８年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

この表決は挙手により行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１７０号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１７０号平成１８年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１７１号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１７１号平成１８年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１７２号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１７２号平成１８年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（弘瀬則彦君） 日程第６ 議案第１７３号平成１８年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、日程第７ 議案第１７４号平成１８年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）、日程第８ 議案第１７５号平成１８年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第２号）、日程第９ 議案第１７６号平成１８年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）、以上議案第１７３号から議案第１７６号までの４議案を一括議題とします。

本４議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第１７３号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１７３号平成１８年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１７４号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１７４号平成１８年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１７５号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１７５号平成１８年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１７６号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１７６号平成１８年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（弘瀬則彦君） 日程第１０ 議案第１７７号平成１８年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第１号）、日程第１１ 議案第１７８号平成１８年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算（第１号）、日程第１２ 議案第１７９号平成１８年度四万十町下水道事業会計補正予算（第１号）、以上議案第１７７号から議案第１７９号までの３議案を一括議題とします。

本３議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

３４番田邊哲夫君。

○３４番（田邊哲夫君） 議案第１７８号と議案第１７９号について質問してみたいと思います。

ページ１２２ページで、先ほども質問がありましたけれども、時間外手当が２，９００

万円ほど計上されているわけですが、私は聞きたいのは、旧大正町議会のときにこの問題が本会議で質疑かなりやったときがあります。それ以降、非常に職員が残業してるにもかかわらず残業届を出してないということも間々私は見受けてきた経過もあります。今実態を聞いたときに、やはりまだいわゆるサービス残業が大正総合支所ではあるやに私は思っています。このことが私はいいいとは決して言えないし、ましてや国会でも民間のサービス残業問題が取りざたされて、多額なサービス残業手当を支給せなければならない事態が起こってきたこともご承知のとおりです。この管理については、どういう残業の許可、これはどういう形で本庁含めてしてるのか。これは必ず課長の決裁をいただいて職員が残業して、それを課長が確認をし判こを押すことに普通なるのではないかなと私は思っていますが、残業の確認というのはそれぞれ本庁、支所でだれがどのような形で、書面に残ってるのかどうなのか、その点をお聞かせ願いたいというふうに思っています。その上で2,900万円というお金が出てきてるんだろうと思いますけれども、その点をお答え願いたいと思います。

水道事業の会計ですが、私の旧大正町では特別会計の中でやってましたが、非常に予算書を見るのが、窪川町のそのまま使ってますが、私はこれを理解ができませんので、この際、恥をかきながら質問してみたいと思うわけですが、124ページなんかで補正予算実施計画明細書というのが経常収支及び収入、支出の中で既決、普通じゃったら一般会計なんか見ると補正前の額とか補正額という形で、既決予定額、補正予定額というこの書き方が、これは余り見ん、私ども大正町議会の方では、だからどういう形が違うのかということの説明願いたいのと、125ページでは収支的支出の中で第7次拡張事業費ということで、第7次っていうのも私は意味全然わかりませんが、委託料が300万円補正予定額で出てますが、この内容と、私見方が悪かったら悪かったで説明いただきたいのですが、どう見たらいいのかわかりませんので、その2点答弁をいただきたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 時間外のとり方というご質問であったかと思いますが、時間も、時間外につきましては、各担当のそれぞれ課長の方で時間外の内容等を把握しまして決裁をしていくという形で処理をしております。失礼いたしました。命令を処理をしております。非常に時間外については今回多額の予算を要求させていただいておりますけれども、理由につきましては先ほどのような状態でございますが、今後については、非常に事務が、職員の減等にもよりまして、非常に複雑化してきておりまして、時間内で処

理することが非常に難しくなっておりますけれども、時間内の処理を十分に行っていくようにしまして、なおサービス残業等についても、ある一定行われておったかもわかりませんが、そこについても各課長等が十分に把握の上で、処理すべき時間内でできない分については時間外をその都度内容を確認をして命令していくという形に今後はさせていきたいというふうに思っております。

○議長（弘瀬則彦君） 佐竹上下水道課長。

○上下水道課長（佐竹生朗君） お答えします。

既決予定額、補正予定額につきましては、旧窪川町の水道のことでございますが、公営企業法に基づいてやっております。

それと、7次拡張事業ということでございますが、旧窪川町の上水道は昭和30年から給水を始めておりまして、今回の工事につきましては7回目の工事でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 34番田邊哲夫君。

○34番（田邊哲夫君） 総務課長からそういう答弁があったわけですが、本庁の総務課長は総合支所のことすべて把握されて言われてるのかどうかわかりませんが、私は今もサービス残業が大正総合支所ではあると私は思ってますが、そういった意味で私は町長に答弁を求めるしかないわけですが、それがないと言えるのかどうなのか。また、十和、大正総合支所で私が指摘したようなことはさっと命令を与えてるのかどうなのか。私が見るのは大正の支所しか見ませんが、失礼な言い方ですが、職員は夜遅くまで電気がついてるのはたびたび見ます。しかし、管理職は、命令を与えた後なのかわかりませんが、5時15分で帰られる課長を数多く今までも見てきました。そのことがいいのかどうなのか私は判断できませんが、ある程度の管理職手当をもらっている以上、職員が努力してるならばそれなりの仕方もあるのではないかなと私はずっと思ってたんですが、それは関係ない言や関係ないですが、サービス残業がないということをここで断言できれば言ってほしいし、あったならばそのことについては今後は正してもらわないと、今総務課長の答弁でもあったように、多額な残業手当という形で、何か引け目を感じたような答弁をされてるわけですね。当然職員が、だれでもそうですよ、どこの仕事でもそうです、当然やるべき仕事を残業してやるならば、当然権利としてもらうべきだし、上司は与えるべきだと私は思ってますが、そういった意味で堂々と総合支所でその確認をとって、命令もちゃんとつけてやってるというお答えいただければ私はもうそれ以上質問することはありませんが、その点、もしお許しがいただけるならば総合支所の方からの答弁を執行部の方からいただきました

いと思ってます。

7次ですが、水道ですが、委託料の300万円ですが、今窪川地域の商店街水道工事やっていますよね。委託料というのは、内容的にどんな委託料を支払ってるのか、その中身、何の委託料なのかがわかりませんので、もし答えていただければお願いします。

○議長（弘瀬則彦君） 林地域振興課長。

○大正総合支所地域振興課長（林 正憲君） ただいま時間外のサービス残業の件でございますが、お答えいたしたいと思います。

大正総合支所の時間外につきましては、各担当課長が命令を行ってやっているところでございますが、各課長を代表して私の方が答弁させていただきます。

議員おっしゃいましたように、当然サービス残業等もあります。それにつきましては常々指導しているところでありますが、担当の方が命令書を回してこないということもありますので、今後につきましてはそういうことがないように周知徹底していきたいと思えます。

○議長（弘瀬則彦君） 佐竹上下水道課長。

○上下水道課長（佐竹生朗君） 委託料につきましては、実施設計の委託料でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 34番田邊哲夫君。

○34番（田邊哲夫君） 今大正支所の方からは答弁いただきましたが、もう十和支所はサービス残業はないという認識で間違いありませんか。その点、最後にもし答えていただければいただきたい。

今大正の地域振興課長から課長を代表して答弁いただいたわけですが、認識をしてるわけですね、サービス残業があると。普通はやっちゃならんことですね。例えば、そういう命令が許可ないままに職員がやった。もし事故があった場合に、これは勝手にあんたらがやりゆうがじゃということと言えるわけですよ、上司は。許可ないものを何でやりよったやということになるわけですよ。しかし、職員はサービス残業でもやろうという面をやっていると思うわけです。そこはちゃんとしっかりと課長が、言葉は済いませんが、課長が命令を与えて早く仕事を切り上げるという姿勢を持ってないと私はいけんと思うのですが、そういった意味で今後、そういう答弁をいただきましたので、私もしっかりと大正総合支所は見ていきたいと思ってますが、十和は答えがありませんが、もしあれば、ないと断言してほしいです。

○議長（弘瀬則彦君） 森地域振興課長。

○十和総合支所地域振興課長（森 芳明君） 十和総合支所についてですが、本庁、それから今先ほど大正総合支所の話が出ましたが、十和総合支所についても各課長が残業の決裁ということで決裁はそういう形で行っておりますが、サービス残業につきましては、各課までは十分に把握はしておりません。はっきり言うて地域振興課ではそれほどのサービス残業はないとは考えております。

（３４番田邊哲夫君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○議長（弘瀬則彦君） ほかに質疑はございませんか。

３１番佐々木保彦君。

○３１番（佐々木保彦君） 下水道事業ですけれども……

（「え、下水はないやろ」と呼ぶ者あり）

あつ、まだ。

（「あるろうがよ」と呼ぶ者あり）

ここじゃなかった。

（「あるろうが。あるがじゃろ、１７７が」と呼ぶ者あり）

下水道事業特別会計。構わんでしょう。これの維持管理費のところですけれども、これですけれども、これはどこの、どういった、ちょっと下水道に見えないわけですが、どこのあれでしょうか、教えていただきたい。お願いします。

○議長（弘瀬則彦君） 清水産業建設課長。

○大正総合支所産業建設課長（清水正一君） 下水道の１１でございます。これは大正地区の下水道の維持管理の需用費でございます。まず修繕料につきましては、吾川地区というところに最終の処理場があるわけでございますが、その給水ポンプの交換の修理でございます。それから、光熱水費につきましては、電気料の補正をお願いしているところでございます。

（３１番佐々木保彦君「わかりました」と呼ぶ）

○議長（弘瀬則彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） ほかに質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

す。

これより議案第１７７号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１７７号平成１８年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１７８号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１７８号平成１８年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第１７９号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１７９号平成１８年度四万十町水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（弘瀬則彦君） 日程第１３ 議案第１４８号平成１７年度窪川町・大正町・十和村・高幡西部衛生施設組合各会計打切り決算の認定について、日程第１４ 議案第１４９号平成１７年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について、以上議案第１４８号から議案第１４９号までの２議案を一括議題とします。

本件につきましては、決算特別委員長から決算審査報告書が提出されておりますので、委員長にその経過及び結果の報告を求めます。

決算特別委員長横田憲次郎君。

○３０番（横田憲次郎君） 決算審査のご報告を申し上げます。

平成１８年第２回定例会におきまして決算特別委員会が付託を受けました平成１７年度窪川町・大正町・十和村・高幡西部衛生施設組合各会計打切り決算の認定について、平成１７年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について、決算審査の経過並びに結果につきましてご報告を申し上げます。

平成１７年度窪川町・大正町・十和村・高幡西部衛生施設組合各会計打切り決算の認定について、平成１７年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についての２件につきましては、平成１８年９月２２日に決算特別委員会が付託を受け、１０月２４日に決算特別委員会を開催し、審査の進め方、日程について評議、審査を開始いたしました。

審査に当たっては、監査委員の決算審査意見書及び執行部から提出されました決算資料並びに執行部関係職員の出席、説明を求め、予算及び事業の適正かつ効率的な執行のいかん、事業の成果に主眼を置き、慎重に審査を行いました。

審査を実施した日及び説明を求めた関係課についてご報告を申し上げます。

審査を実施した日は、１０月２４日、１０月２５日、１０月３０日、１０月３１日、１１月８日、１１月１３日、１１月２９日の延べ７日間でございます。１０月２４日につきましては、税務課、町民環境課、衛生施設組合を含めて審査をいたしました。１０月２５日は、企画課、学校教育課、生涯学習課、補導センターを対象に審査をいたしました。１０月３０日には、商工観光課、農林水産課を対象に審査をいたしました。１０月３１日に

は、建設課、健康福祉課を対象に審査をいたしました。１１月８日は、総務課、これは選挙管理委員会も含めてでございますが、農業委員会、管財契約課、上下水道課を対象に審査をいたしました。１１月１３日には、議会事務局、監査委員事務局、国保関係、老人関係、介護関係、園芸関係、診療所各特別会計について審査をいたしました。１１月２９日にはこれらをまとめた総括審査をいたしまして、採決をいたしましたところでございます。

次に、平成１７年度窪川町・大正町・十和村・高幡西部衛生施設組合一般会計並びに特別会計及び窪川町水道事業会計の打ち切り決算にかかわるものについてでございますが、審査の対象になりましたものにつきましては、窪川町分について関係するものにつきましては、窪川町平成１７年度一般会計歳入歳出打ち切り決算書、同じく窪川町平成１７年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出打ち切り決算書、同じく窪川町平成１７年度老人保健医療事業特別会計歳入歳出打ち切り決算書、同じく窪川町の分で平成１７年度介護保険事業特別会計歳入歳出打ち切り決算書、同じく窪川町で平成１７年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出打ち切り決算書、同じく窪川町分で平成１７年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出打ち切り決算書、同じく窪川町分で平成１７年度簡易水道事業特別会計……。

（「議長、えらい濟いませんが、ちょっと休憩をとって」と呼ぶ者あり）

○議長（弘瀬則彦君） はい、休憩にします。

午後３時０６分 休憩

午後３時０７分 再開

○議長（弘瀬則彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○３０番（横田憲次郎君） 窪川町分として７件でございます。大正町分として１０件、十和村分として９件、高幡西部衛生施設組合１件、窪川町水道事業関係が１件、以上２８件が審査の対象となりました。

次に、平成１７年度窪川町・大正町・十和村一般会計並びに特別会計の打ち切り決算に係る収支の状況について申し上げますが、お手元に配付のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

平成１７年度高幡西部衛生施設組合一般会計の概要、窪川町水道事業打ち切り決算の概要等についてもお手元に配付のとおりでございます。

平成１７年度におきます決算は合併に伴うものでございまして、平成１８年３月１９日の打ち切り決算となっております、各会計歳入歳出差し引き決算額は四万十町に引き継

がれております。合併という事由によりまして不足が生じた会計の債務につきましては、一般会計歳計現金の振替充用あるいは一時借入金充用の措置を行い引き継がれております。

審査の意見を申し上げます。

合併に伴う打ち切り決算で、決算基準日を平成18年3月19日と定め決算が行われております。結果といたしまして、3月19日までに歳入となったものは歳入済額に計上し、3月20日以降に収入として見込まれるものにつきましては収入未済額で計上し、処理しております。歳出におきましても、歳入と同様、3月19日までに支出されたものは支出済額として計上され、3月20日以降に支払いが予定されているものにつきましても不用額として計上されており、極めて特異な決算となっております。したがいまして、歳入におきましては収入未済額が、また歳出におきましては不用額が多額に発生する結果となっております。

平成17年度高幡西部衛生施設組合一般会計及び水道事業会計につきましては、平成17年度の決算が、合併に伴い、平成18年3月19日の打ち切り決算となり、資産、負債、資本とも新町四万十町に引き継がれております。

審査の結果を申し上げます。

審査に付されました各会計歳入歳出打ち切り決算につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決定をいたしました。

次に、平成17年度四万十町一般会計及び各特別会計並びに水道事業の決算にかかわるものについて申し上げます。

審査の対象になりましたものは、四万十町一般会計歳入歳出決算を含めて14件でございます。

次に、一般会計及び特別会計の決算状況についてでございますが、それぞれ一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険事業大正診療所と関係する会計区分を載せておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

8ページの上段は、前段に示しました収入未済額の内訳を計上いたしました。中段から下には歳出を計上しております。

決算の内容について申し上げます。

一般会計歳入歳出決算、平成18年3月20日から平成18年3月31日、合併に伴う特異な決算でございますが、一般会計の決算状況は、歳入歳出予算額88億4,284万

1, 000円に對しまして歳入決算額は62億4, 882万8, 941円で、予算額に對し70.7%であり、歳出決算額は55億9, 818万2, 997円で、予算額に對し63.3%で、差し引き残額は6億5, 064万5, 944円となっているわけでございます。この残額の中には翌年度への繰越額4億6, 215万8, 000円（繰越明許費繰越額）が含まれております。これらを差し引いた実質収支額は1億8, 848万7, 944円となっております。この剰余金のうち1億円を、地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れをいたしております。収入未済額は総額で11億453万6, 159円となっておりますが、繰越明許費繰越額に伴う9億3, 031万8, 000円を除きますと、1億7, 421万8, 159円が実質的な収入未済額であります。主なものは、町税で1億3, 556万9, 761円、保育料1, 254万7, 920円、住宅使用料2, 204万9, 700円でございます。

特別会計歳入歳出決算についてでございますが、当年度の12特別会計の歳入歳出決算状況は、歳入総額22億5, 688万5, 990円で、歳出総額が21億3, 580万4, 313円で、差し引き1億2, 108万1, 677円となっており、国民健康保険大正診療所特別会計では90万円を、国民健康保険十和診療所特別会計では80万円を、また介護保険事業特別会計では3, 000万円をそれぞれ基金に繰り入れ、残り金額を翌年度に繰り越しております。老人保健医療事業特別会計では、決算赤字額3, 357万7, 928円を翌年度歳入繰上充用金で処理しております。国民健康保険事業、国民健康保険大正診療所、国民健康保険十和診療所、大道へき地診療所、老人保健医療事業、介護保険事業、簡易水道事業、住宅新築資金等貸付事業、園芸作物価格安定事業、農業集落排水事業、下水道事業、ふるさとの森づくり事業の12特別会計につきましては、12億4, 897万3, 646円に及ぶ一般会計からの繰入措置がなされております。

国民健康保険税は、不納欠損額が142万649円、収入未済額が1億1, 326万1, 603円で、介護保険料の不納欠損額263万5, 304円、収入未済額784万1, 000円となっております。

また、住宅新築資金等貸付事業の貸付金元利収入では、不納欠損額143万2, 671円、収入未済額が1億9, 502万1, 504円となっております。

水道事業会計の決算でございますが、3月19日の打ち切り決算と合わせ、四万十町に引き継がれた資本的収入、継続事業で実施しております上水道統合整備事業等に伴う国、県の補助金と企業債を合わせ9億2, 372万2, 000円で、資本的支出では、上水道

統合整備事業等で１０億７８１万１８５円となっており、資本的収入が不足する額８，４０８万８，１８５円は、過年度損益勘定留保資金５１万１，８８０円、減債積立金９５３万７，７３３円、建設改良積立金７，４４３万８，５７２円で補てんをしております。

審査の結果を申し上げます。

今回審査に付されました決算は、合併後の３月２０日から３月３１日までの１２日間の決算となっております。合併前日までに支払いが不確実なものについても、支払い不能の危険を避ける意味から、合併後の予算にもその額を計上したことにより不用額が多額となる特異な結果となっております。予算の執行に当たっては、厳しい財政状況の中での執行部の努力は認められますが、国の地方財政対策の見直しによる交付税等の削減により財政状況は厳しい状況が続くものと考えられます。町税等で不納欠損額が計上されていることについても、法的手続が適正になされているか、また処分に至った経過についても審査を行いました。今後の行政運営に当たっては、引き続き良質の行政サービスを提供していくため、検討または改善すべき事項として次の意見を付すことにし、平成１７年度四万十町各会計歳入歳出決算並びに平成１７年度水道事業会計決算については全員一致をもって認定すべきものと決定をいたしました。

審査の意見を申し上げます。

施策の選択、事業の重点的、効率的な実施、事務事業の徹底した見直しによりさらなる経費の節減、合理化に格段の努力を払われたい。

公共施設を数十カ所保有し、運営されているが、不透明な経済情勢の中で、厳しい財政運営を余儀なくされることから、その実情を調査、検討し、改善計画をまとめ、その方策を講じられたい。

園芸作物価格安定事業は、大正地区、十和地区での事業でございますが、実情を調査し、四万十町として取り組みが可能か、その運営について検討されたい。

町税の収納については、徴収事務計画により徴収を重点的にを行い、また長期悪質滞納者対策として債権管理機構へ徴収移管するなど、その努力は認められますが、収入未済額が１億３，５５６万９，７６１円あり、目的税である国民健康保険税についても収入未済額が１億１，３２６万１，６０３円と多額を占めております。徴収体制の強化と時効の中断など適切な処置をされ、より一層の収納確保にさらなる努力をされたい。

児童福祉費負担金、これ保育料ですが、児童福祉費負担金の収入未済額は１，２５４万７，９２０円、公営住宅の使用料２，２０４万９，７００円が収入未済額となっております。

す。現年で完全徴収の体制で取り組み、滞納者に対しては断固たる処置を含め収入未済額の解消にさらなる努力を払われたい。

住宅新築資金等貸付金元利収入の収入未済額は1億9,502万1,504円である。住宅新築資金等貸付金は、借入れ当時と比べ長引く経済の不況、借り受け人の高齢化、収入源や失業者の増加、借り受け人の死亡などが主な滞納の原因と考えられますが、法的処置なども検討しながら徴収体制の強化を図り、収納確保に一層の努力を払われたい。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 決算特別委員長の報告が終わりました。

決算特別委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

42番田邊幹男君。

○42番（田邊幹男君） どうも委員長、長時間の朗読ご苦労さまでございました。まあ一服やってください。私は、決算審査報告書について1点だけ、ページ9ページの審査意見について伺いしてみたいと思います。

下から10行目でございますが、この中に大変な未済額、そして国保税についての未収入額がありますが、この意見書としまして徴収体制の強化と時効の中断など適切な措置をされと、こういった意見書が付されております。ということは、たしか税の場合は時効が5年であったかと思うんですが、こういった時効の中断の措置をとらない事例が散見されておったのか、そういったことがあってこういった意見をされたのかどうか、その点について1点だけ伺いしてみたいと思います。

○30番（横田憲次郎君） 時効の中断処置をとらない事件はございませんでした。

（42番田邊幹男君「わかりました」と呼ぶ）

○議長（弘瀬則彦君） ほかにございませんか。

34番田邊哲夫君。

○34番（田邊哲夫君） 委員長、ご苦労さんでした。また、決算委員の方、本当に1週間にわたって慎重審議をされたことは今委員長の報告の中でわかったわけですが、ただ当然収入未済のことは気になるわけですが、十分そういった意見を付してますので、執行部はこれを厳正に受けとめてこれから対処されるものだということに思っておりますが、ただ審査の最初の報告書の中で、事業の適正かつ効率的な執行のいかん、事業の成果ということで、そういうことに主眼を置いてということで審査をされたと書いてますが、17年度の事業の中でほとんどが適切な事業であったという認識を持っておられるのかどうなの

か、その点についてだけ私は委員長にご質問してみたいと思うてます。

○30番（横田憲次郎君） 事業といたしましては、旧町村における事業が主なものでございますので、それぞれの各町村の関係者の出席を求めまして、説明を求めながら審査をしたところでございます。審査に当たりましては、適正に執行されているものというふう  
に決算審査委員会では認めたところでございます。

（34番田邊哲夫君「はい、わかりました。以上です」と呼ぶ）

○議長（弘瀬則彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） ほかに質疑はないようでございますので、これで質疑を終わります。

どうもご苦労さんでございました。

（30番横田憲次郎君「ありがとうございました」と呼ぶ）

これより議案第148号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第148号平成17年度窪川町・大正町・十和村・高幡西部衛生施設組合各会計打切り決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

議案第148号は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、議案第148号平成17年度窪川町・大正町・十和村・高幡西部衛生施設組合各会計打切り決算の認定については委員長報告のとおり可決することに決定しました。

これより議案第149号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第149号平成17年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

議案第149号は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、議案第149号平成17年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり可決されました。

皆さんにお諮りしますが、休憩をはめましょうか、どうしましょう。

（「のどが渇きました」と呼ぶ者あり）

それでは、10分間休憩します。40分まで。

午後3時27分 休憩

午後3時41分 再開

○議長（弘瀬則彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（弘瀬則彦君） 日程第15 陳情第17号トンネルじん肺根絶を求める要請書を議題とします。

この陳情につきましては、所管の総務常任委員会に付託し、審査報告書が委員長より提出されておりますので、その結果の報告を求めます。

総務常任委員長山岡義正君。

○9番（山岡義正君） 陳情審査報告をさせていただきます。

この案件につきましては、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号陳情第17号でございます。付託年月日は平成18年12月6日、件名、トンネルじん肺根絶を求める要請書、審査の結果は採択すべきものと決定いたしました。全員一致でございます。

なお、今回のこの要請書は国への要請でございまして、全日本建設交通一般労働組合高知県本部農林支部委員長山本桓氏からの件名でありましたので、ここへ議長の署名をもって根絶に反対することを要請をいたしております。

なお、今回、このじん肺の案件につきまして総務常任委員会で検討した際に、じん肺患

者がこの四万十町には大勢いるわけですが、なお担当される課が見当たらず、健康福祉課の方にも問い合わせいたしたり、十和の方は私よう申し入れしませんでした、大正の支所の方にも申し入れましたが、担当される方がおいでなかったということで、直接山本桓氏においでいただいて説明を受けたような次第でございます。今後、このじん肺問題につきましては、担当される課を鮮明にされるようお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 委員長の報告が終わりました。

総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

3 番宮崎南海男君。

○3 番（宮崎南海男君） 質疑じゃありませんけんどね、ちょっと言い間違いじゃと思うんですが、根絶に反対するって言うたと思うが、そのあたりはどうですか。

○9 番（山岡義正君） 根絶を求めるです。反対言うたかね。どうも申しわけございません。根絶を求める要請書です。どうも申しわけございませんでした。

○議長（弘瀬則彦君） これより陳情第17号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第17号トンネルじん肺根絶を求める要請書を採決します。

お諮りします。

陳情第17号を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第17号トンネルじん肺根絶を求める要請書は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

~~~~~

○議長（弘瀬則彦君） 日程第16 陳情第21号医師不足を解消し、地域医療確保を求める陳情書を議題とします。

この陳情につきましては、所管の教育民生常任委員会に付託し、審査報告書が委員長より提出されておりますので、その結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長田邊客子君。

○４０番（田邊客子君） 陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので報告いたします。

受理番号陳情第２１号、付託年月日平成１８年１２月６日、件名、医師不足を解消し、地域医療確保を求める陳情書、審査の結果、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

田野々診療所の武内所長の意見も聞きながら採択をいたしました。後ほど国、県への意見書案を提出いたします。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第２１号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２１号医師不足を解消し、地域医療確保を求める陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第２１号を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第２１号医師不足を解消し、地域医療確保を求める陳情書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（弘瀬則彦君） 日程第１７ 陳情第１８号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書議案の提出について、日程第１８ 陳情第１９号貴議会における「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の採択について、以上陳情第１８号から陳情第１９号までの２件を一括議題とします。

この陳情につきましては、所管の産業常任委員会に付託し、審査報告書が委員長より提出されておりますので、その結果の報告を求めます。

産業常任委員長竹内忠征君。

○12番（竹内忠征君） 付託されました陳情の審査の結果をご報告申し上げます。

本委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

なお、陳情第18号、陳情第19号は関連機関から2件出されておまして、一括にしてご報告申し上げます。

受理番号陳情第18号、付託年月日平成18年12月6日、件名、森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書議案の提出について、審査の結果、採択すべきものと決定。全員一致でございます。

受理番号陳情第19号、平成18年12月6日、貴議会における「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の採択について、審査の結果、採択すべきものと決定。全員一致でございます。

なお、この受理番号陳情第18号につきましては、発議第26号で意見書によって提出されるものとなっております。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） 産業常任委員長の報告が終わりました。

産業常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第18号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第18号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書議案の提出についてを採決します。

お諮りします。

陳情第１８号を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第１８号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書議案の提出について委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第１９号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第１９号貴議会における「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の採択についてを採決します。

お諮りします。

陳情第１９号を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第１９号貴議会における「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の採択については委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（弘瀬則彦君） 日程第１９ 陳情第２０号町道希ノ川線補強工事の要望を議題とします。

この陳情につきましては、所管の建設常任委員会に付託し、審査報告書が委員長より提出されておりますので、その結果の報告を求めます。

建設常任委員長竹内常喜君。

○８番（竹内常喜君） 陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第９４条第１項の規定により報告いたします。

受理番号陳情第２０号、付託年月日平成１８年１２月６日、件名、町道希ノ川線補強工事の要望、審査の結果は採択であります。全会一致であります。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いします。

○議長（弘瀬則彦君） 建設常任委員長の報告が終わりました。

建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

34番田邊哲夫君。

○34番（田邊哲夫君） 時間はとらせませんが、1点だけ。よく地元陳情については非常に慎重審議を私どももしたわけですが、特に議会が採択したものについては、要望者は何かすぐにやってもらえるというような認識を持つわけですね。当然執行部等も、現地も踏まえて協議をされたのかなとは思いますが、そういった意味で執行部の基本的な考え方、要望については実現する方向でとかというような意見、どういう執行部とのやりとりがあったのか、それを踏まえて採択したものかどうなのかについてだけご答弁いただけたらと思います。

○8番（竹内常喜君） ご答弁いたします。

審査の日には、本庁の建設課の課長、大正支所の清水課長、また十和支所の岡本課長、それと大正の係の職員等が立ち会っていただきまして現地を見させていただきました。その結果、災害復旧工事でこの工事ができるのではないかとということで採択といたしました。

（34番田邊哲夫君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○議長（弘瀬則彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） ほかに質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより陳情第20号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これより陳情第20号町道希ノ川線補強工事の要望を採決します。

お諮りします。

陳情第20号を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第20号町道希ノ川線補強工事の要望は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（弘瀬則彦君） 日程第２０ 発議第２６号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

１２番竹内忠征君。

○１２番（竹内忠征君） 意見書の提出について。四万十町議会議長弘瀬則彦様。提出者、四万十町議会議員竹内忠征。賛成者、四万十町議会議員林健三、同じく佐々木保彦、同じく宮本則夫、同じく氏原郭、同じく山本道利、同じく岡峯久雄、同じく武田茂男、同じく牧野利恵子、同じく宮地章一。

「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出いたします。

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書。

意見書の中身につきましては、お手元に配付しておりますので、ご検討いただきたいと思います。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成１８年１２月１４日。

高知県高岡郡四万十町議会。

衆議院議長河野洋平様、参議院議長扇千景様、内閣総理大臣安倍晋三様、外務大臣麻生太郎様、財務大臣尾身幸次様、農林水産大臣松岡利勝様、環境大臣若林正俊様、林野庁長官川村秀三郎様。

以上でございます。ご審議の上、ご決定をよろしくお願いいたします。

○議長（弘瀬則彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑があれば、これを許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第２６号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第２６号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま発議第２６号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他の整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 異議なしと認めます。したがって、字句、その他整理権は議長に委任されることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（弘瀬則彦君） 日程第２１ 発議第２７号医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書、日程第２２ 発議第２８号医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書、以上発議第２７号から発議第２８号までの２件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

４０番田邊客子君。

○４０番（田邊客子君） 医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出いたします。提出者、田邊客子。賛成者、市川繁歆、以下教育民生の皆さんであります。

医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書（案）。

これは、国に対する意見書であります。今つくられました新医師研修制度の見直しと、また高知大医学部の定員増、自治医科大学の定員増を求めるものです。また、３つ目は、自治体立病院が地域医療の中核的役割を担うために必要な施策と、財政措置を行うことを国に求める内容となっております。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、文部科学大臣、財務大臣となっております。

続きまして、発議第２８号医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出に

ついて、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。提出者、田邊客子。賛成者、市川繁歆、以下教育民生の皆さんであります。

医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書（案）。

以下、高知県内、過疎を言わず、中核市町村でも医師不足が言われておりまして、早急に県がその対策を願う内容になっております。以下、お目通しをお願いいたします。

提出先は、高知県知事橋本大二郎となっております。どうか皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（弘瀬則彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑があれば、質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第27号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第27号医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第27号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他の整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 異議なしと認めます。したがって、字句、その他整理権は議長に委任することに決定しました。

これより発議第２８号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第２８号医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第２８号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 異議なしと認めます。したがって、字句その他整理権は議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（弘瀬則彦君） 日程第２３ 発議第２９号「全国森林環境税の創設を求める意見書」の提出についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

１２番竹内忠征君。

○１２番（竹内忠征君） 発議第２９号、意見書の提出であります。四万十町議会議長弘瀬則彦様。提出者、四万十町議会議員竹内忠征。賛成者、四万十町議会議員林健三、同じく佐々木保彦、同じく宮本則夫、同じく氏原郭、同じく山本道利、同じく岡峯久雄、同じく武田茂男、同じく牧野利恵子、同じく宮地章一。

全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出いたします。

全国森林環境税の創設を求める意見書（案）。

意見書の中身につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月14日。

高知県高岡郡四万十町議会。

衆議院議長河野洋平様、参議院議長扇千景様、内閣総理大臣安倍晋三様、総務大臣菅義偉様、財務大臣尾身幸次様、農林水産大臣松岡利勝様、環境大臣若林正俊様。

以上でございます。ご審議の上、ご決定のほどよろしくお願いいたします。

○議長（弘瀬則彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑があれば、これを許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第29号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第29号「全国森林環境税の創設を求める意見書」の提出についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第29号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 異議なしと認めます。したがって、字句その他整理権は議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（弘瀬則彦君） 日程第２４ 発議第３０号「地方交付税の特例減額に反対する意見書」の提出についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

９番山岡義正君。

○９番（山岡義正君） 今回の地方交付税の特例減額に反対する意見書の提出でございます。この件につきましては、県議長会より、昨日緊急を要するということで意見書の提出の依頼が参っておりました。昨日総務常任委員会でお諮りしたところ、全員一致でこの意見書を提出するようということに決定いたしましたので、きょう改めて本議会にかけさせていただきました。提出者は山岡義正、私でございます。それで、賛成者は議長を除く総務常任委員全員でございます。

この文面につきましては、ここに文書でもってされてるとおりでございます。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

あつ、失礼しました。財務大臣と総務大臣、このお二人の話し合いが１２月１８日に行われるということで、特例減額がどういうふうになるかというところでございますので、１８日までにはこの意見書が間に合わないとなんの意味もなくなるということでございましたので、非常に緊急ではございましたが、こういった提出の仕方をさせていただきました。

○議長（弘瀬則彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑があれば、これを許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第３０号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第３０号「地方交付税の特例減額に反対する意見書」の提出についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（弘瀬則彦君） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第30号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 異議なしと認めます。したがって、字句その他整理権は議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（弘瀬則彦君） 日程第25 閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

教育民生常任委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり閉会中の継続審査、調査の申し出がっております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

次に、各委員長から各委員会において審査、調査中の事件及び所管事務の調査事項について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり閉会中の継続審査、調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ございませんか。

（9 番山岡義正君「議長」と呼ぶ）

9 番山岡義正君。

○9 番（山岡義正君） 総務常任委員会が現在調査研究をいたしておりますヘリポートの調査、それから合併後の支所の現状調査、これは引き続いて継続事業として続けていっていただきたいということで総務常任委員会よりの申し入れとして継続としていただきたいと思いますが、文書にはよう書き上げておりませんが、皆さんにお諮りいただきたいと思っています。

○議長（弘瀬則彦君） お諮りします。

ただいま総務常任委員長から申し出がございました件につきましてお諮りしたいと思いますが、この件につきまして継続審査、調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

休憩します。20分まで休憩します。

午後4時15分 休憩

午後4時23分 再開

○議長（弘瀬則彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から議案第180号平成18年度四万十町一般会計補正予算（第3号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 異議なしと認めます。議案第180号平成18年度四万十町一般会計補正予算（第3号）を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（弘瀬則彦君） 追加日程第1 議案第180号平成18年度四万十町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

前田町長。

○町長（前田哲生君） ただいま追加提案をいたしました議案第180号平成18年度四

万十町一般会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、四万十清流消防署西分署の建設に係る予定地を変更することに伴う追加補正であります。この西分署建設関係につきましては、さきの行政報告で報告させていただいたところでございますが、その後、地形、地勢的等で適地であると判断をいたしました昭和の北ノ川口における土地について地権者等との交渉が成立をいたしました。消防費の消防施設費におきまして、その用地取得に係る経費として、測量委託、用地購入費及び立木の補償費を追加計上しようとするものでございます。一方、これを賄う歳入といたしましては、従前の建設予定地でございました茅吹手の土地について、旧地主との間で買い戻し交渉の上、調整できましたので、その土地売却収入を財産収入へ計上するとともに、不足する財源として普通交付税の追加計上措置を講じたものでございます。これによりまして今回の補正額は歳入歳出それぞれ９０５万円の追加計上となっております。累計予算額は歳入歳出それぞれ１３７億６，９１３万８，０００円となっております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（弘瀬則彦君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまより議案精査研究のため１０分間休憩をします。３５分まで。

午後４時２７分 休憩

午後４時３４分 再開

○議長（弘瀬則彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事日程の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

３４番田邊哲夫君。

○３４番（田邊哲夫君） 今上程をされました補正予算（第３号）について質問を行います。

ただいまの補正予算でそれぞれ計上されたわけですが、協議会の中ではお聞きしました

が、本会議場で町民の前に明らかにしたいことがありますので、理解しつつ最初から質問をしたいと思います。

まず、6日の町長の行政報告の中で私どももこの問題については承っております。その行政報告の中で、予算にかかわりますのでお許しいただきたいですが、それぞれ総務常任委員会でも鋭意検討を重ねてきたことは執行部もご承知のとおりです。総務常任委員会としては、突発的なこの事案について、現地も見たわけですが、いかんせんはや既に6日の段階で町長はこういう報告をしておいて、7日に全町民の中にも北ノ川口は最適だということではほぼ決定したかのような高知新聞の書き方で行っていました。私も総務常任委員の一人ですが、報告の中で、私はわかりませんので予算との関係で聞くわけですが、候補地として総務常任委員会も3つの候補地を検討して、そういった中で議会に諮ろうという思いで委員長も本当に細心の執行部とのすり合わせもしながら進めてきたことは執行部もご承知のとおりです。

その中で、「大正地区の町有地については、統合庁舎建設の経緯からいって、十和地区の住民の理解と納得を得ることは困難ではないかという指摘もあっています」という形で町長は6日の日に答えています。総務常任委員会は、議会だよりを go らんになった方はご承知のように、常任委員会としては、住民の理解を得ることが必要だという指摘をしています。それは、総務常任委員会としては、地区住民の理解がどうなのかという、そこまで詳細にわたって住民に理解を求めた経過がありませんので、そういう言い方に委員長はなったんだろうという、私も思っていますが、ただ町長は、大正地区の町有地は十和地域の住民の理解を得ることは困難だという指摘もあっていますということです。これは町長自身、十和地区の住民が大勢としてそういう意見があるということを車座談議等の中でその場所も報告しながら、十和地区の住民の声を吸い上げた上でこういう指摘をされたのかどうか、その点についてまずお伺いをしてみたいということと、あわせて今甲把助役から内部資料でお示しをいただいた立木の補償ですが、私どもも、総務常任委員現地を見ました。それぞれ樹木の径までははかってきませんでしたが、いろんなウバメガシの木がありました。1本立て、2本立て、4本立て。ただ、これすべてが25センチから30センチ未満ということの中での30本でしたか、ウバメガシが。この中で算定をされて1本当たり7万円ということですが、すべてが25センチから30センチ未満なのか。私は、どうも現地見た場合にこれに当てはまらん樹種もあったがではないかなと思いますし、ましてや内部資料ですので、せめて今回の補償にかかわる立木の標準の料金という

か、それをお示し願えたらありがたいと思いますが、ウバメガシだけ資料をいただいて、カシなんかについては一切基準が私はわかりませんが、なぜそれらも一緒出してもらえんのか、その点もお聞きをして1回目の質問を終わります。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 十和地区住民の理解が得られないということに関してでございますが、今回この問題が提起されてから、地域住民の皆さん方とこのことに関する意見交換なり、直接的な話し合いをしたという経過はございません。ただ、当初いろいろ経過があった上で茅吹手に決まったようでございますが、それは合併すれば本署が窪川にあるし、できるだけ十和にも近い地点ということで、二転三転はあったようですけれども、結局のところ茅吹手に一たん決まっておったと、そういうことでございまして、そういった経過からすれば、やはりその中間点に位置する場所が適当であろうと、そういうことでもって行政報告等ではそういう表現を使わせていただいたということでございます。結果としては最適地が確保できたというふうに思っております。

○議長（弘瀬則彦君） 高瀬助役。

○助役（高瀬満伸君） ご質問のありましたウバメガシの25センチから30センチ、すべてこれかということでございますが、議員さん現地へ行ってごらんいただきましたように、元から2本あるいは3本というふうに分かれた木も多数ございます。それもすべて1本という計算でこの数を算出をしております。これは幹の周囲が25から30ということですので、大体手を広げていただいて丸めたぐらいの大きさではないかというふうに思いますが、先ほども申しましたように、一つの木が何本にも分かれているというようなこともございます。それもすべて1本という計算で、大体こちらの目測で25から30というところに落ちつかさせていただきました。

それから、カシの木につきましては、ウバメガシにあるような表はございません。ただ、生け垣でカシの木の分がございます。大体その高さ、それから横のメーター、それが一つウバメガシと、それからカシの木という基準がございまして、それを比較をした場合にカシの木の方がウバメガシを上回っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（弘瀬則彦君） 34番田邊哲夫君。

○34番（田邊哲夫君） 今答弁いただきました。今町長から答弁をいただいたわけですが、現実的には、いわゆる十和地域の住民の声として吸い上げた結果、町長はそういった

声を受けての判断ではないということがわかったわけですが、逆に言えば、合併前は確かに私自身も議員としてその場所がいいのかどうなのかの判断は十分つけないままに、距離的な中間地点というただその点で私は納得をしてきた経過はございます。しかし、今回はもう既に合併をして新町になったわけございまして、逆に私は大正地区を代表する今議員です。逆に大正地域の住民はどうながやと。逆に言えば下に行くわけですね、茅吹手からいえますよ。だから、私自身は、町民からはできるだけという、やはり地域エゴっていうのはあるわけですよ、町民の中には。だから、一方的に十和だけの町長は判断をする、町民は、大正地区の住民であろうが、十和地区の住民であろうが、私は同じ町民だと思ってます。そういった観点から、一方的に町長が理解は難しいという思いの中で勝手に決めたと私は思ってます。そういった意味では、非常に地形的には私も最適地だと思ってます。しかし、先ほど言いましたように、総務常任委員会の議会としての私どもの委員会を軽視して6日にこういう報告をする、ましてや先ほど高瀬助役からもあったように、立木についても、ウバメガシはあるけれども、しかしカシの木については何ら65万円という根拠を示すことができない。過去に大正のときも、ヤマモモの木1本、二またになってる木がそれこそ60万円くらいの補償を出して回答した経過もあります。町民に自分自身は指摘をされてきた経過もあるわけで、やはり一つは、当然根拠を示した中で私どもも理解したいし、できれば65万円という根拠が、高瀬助役はそういう価格を打った、しかし私どもはある面では恐らく中には高いなという思いの方もおられるんじゃないかな。それは協議会の中でも意見が若干あったわけです。根拠としてお示しをできんというのかどうか。私は今の答弁では、ウバメガシは納得しましたが、カシの木については納得ができませんので、資料がない中で私は判断することはできないという思いですが、答弁があったら答弁いただきたい。

○議長（弘瀬則彦君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 立地場所につきましては、確かに地域バランスというものを考えることは大変重要だというふうに思ってます。そういう意味合いからしますと、当初予定の茅吹手から北ノ川口の間が恐らく2.5キロぐらいの距離ではないかというふうに思っておるところでございまして、場所変更に伴ってそんなに大きい影響が、マイナス影響があるというふうには思っておりませんし、また合併に伴いまして旧大正地区については、清流消防署、本署の方で一定カバーできると、そういうことも言われますんで、大正地域の皆さん方にとっても私はこれは理解を十分いただけることではないかなというふうに思

っております。

○議長（弘瀬則彦君） 高瀬助役。

○助役（高瀬満伸君） カシの木の65万円という算出の根拠でございますが、先ほども申しましたように、カシの木の1本当たりの基準表はございません。先ほども申しましたが、生け垣の補償で比較をしてみますと、90センチ以上120センチ未満、これは1メートル当たりですが、カシの木が1万1,000円、それに対しましてウバメガシが同じような状況で1万800円ということで、カシの木の方が高くなっております。議員さんご承知のように、あの敷地の一番東側に立派なカシの木が、途中から2つに分かれておりますけれども、ございます。それも1本というふうに計算をしております。あれ一本一本幹周をはかって計算すれば、私は65万円以上の値は必ずするというふうに思っております。

○議長（弘瀬則彦君） 34番田邊哲夫君。

○34番（田邊哲夫君） 2回目の答弁いただきましたが、すべて思う思わんですよ。私は思う、私は思わん、こういう議論のやりとりの中で全然根拠のない中で話をするわけですが、私はなぜこれにこだわるかということは、総務常任委員会で検討する前段で、甲把助役が最初に土地の交渉に行ったときにこの所有者が、いやもうほとんど生け垣については使うこともないわと、ある面では安く提供してもいいわという話があって再度9日に交渉に行かれたんだというように私は受けとめて、ある面で私自身はそう思うんです。かなり安く売ってくれるかなという思いもあって今回この単価が出ましたので、ましてやウバメガシについては標準の金額を設定した。しかし、庭木については、今高瀬助役が2回答弁されましたけれども、65万円が妥当、まっと私は高いと思うという高瀬助役の答弁です。なぜか言えば、石もそうなのですが、欲しい人は、私は1万円でもよう買わんという人が、100万円でも買う人も出てくるわけですよ。だから、一つの税金を使うのであれば町民に対して根拠があって、納得をして議員は認めるというのが普通の私は姿ではないかなというように私はずっと思ってます。そういった意味で、今2回の答弁いただきましたが、私自身はまだ納得できません。

それと、町長が言われました、大正地区にとっては、四万十清流本署から応援にも来れるから大正地区の住民はより納得してくれるんじゃないかということを言われましたが、これは消防本庁職員、また支所の2分署の職員の方も意見を聞きました、私どもも。総務常任委員長も報告の中で言ったように、職員は人家のないようなところよりも人家に近い

ところ、それはなぜか、町民との触れ合いの中でやはり接触をしながら、職員も見てもらいたいという思いが私はあるんじゃないかな。当然、職員ですのでどこへ建てろうと勤務をせないかんがです。しかし、士気を高める意味ではやはりそういった職員の思いも取り入れてあげるべきではないかなというふうに、私の思いです。そういった意味で、3回目の質問となりましたが、十分な答弁が私はいただいてないというように思ってますので、質問を終わります。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） 私の方からもう一度答弁をさせていただきます。

アラガシにつきまして、根拠のない金額だというお話でございますが、先ほど高瀬助役がご説明申し上げましたとおり、ウバメガシから比べますとアラガシの方が1割程度高い評価がされておるということでございまして、ウバメガシの60センチ以上70センチ未満ですか、2本立てになっておりまして、それらを合わせますとそれ以上の径があるというふうに私たちは現場では見たわけですけども、それが62万4,900円、その1割増しということでありますと68万円から69万円ぐらいの根拠のある評価ができるというふうに判断をいたしました。そしてまた、いろいろな状況があつて、この石が欲しいとかこの木が欲しいといった場合の価格というのは、それはもう特別の価格であるでしょうが、今回は公共工事に伴う補償ということでございますので、一定の補償基準に基づいて適切な評価をしたということで、ぜひともご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、消防職員の意向というお話もございました。確かに私たちもそういう声は聞いてまいりましたけれども、最終的に一昨日、四万十清流消防署の署長、西分署の署長、副署長にも来ていただきまして、最終的にあこならということで納得をした上で町長の方で最適地という形で最終判断をし、本日購入に関する予算を追加提案をさせていただいたという経過でございますので、ぜひその辺はご理解をいただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

○議長（弘瀬則彦君） ほかに質疑はございませんか。

横田憲次郎君。30番。

○30番（横田憲次郎君） 細部についてお尋ねをしたいと思います。

消防費今回905万円が計上されておりますよね。この消防費の905万円という財源は、財産収入が400万円、そして地方交付税が505万円という形になっておりますが、この505万円というのは、普通で言う一般財源と特定財源という形で分けると、こ

れはいわゆる一般財源に回ってくるだろうと思います。ところが、自主財源と依存財源という形で分けますと、地方交付税というのはあくまでも依存財源ですわね。この505万円というのは確たる証拠があつて計上されておるといふふうに認識をいたしておりますが、そういう意味の財源として確実な財源として見込まれるという自信があつての計上だと思いますが、そういうふうには、何かその辺について確たるご答弁をいただきたい。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） 地方交付税を今回の財源にしていることについてのお尋ねでございますが、本日、午前中でしたか、予算審議の中で34番議員から今の時点で交付税を一般会計補正（第2号）に1億2,000万円余り計上しておることについての質問がございまして、総務課の財政総括主幹の方から、現在まだ補正予算（第2号）で地方交付税の留保財源が8,800万円余りあるというふうにご説明、ご答弁を申し上げたところでございまして、7月に普通交付税が決定をされておりました、補正予算（第2号）の普通交付税を充当した後、それだけの留保財源がありますので、これは今後見込まれる普通地方交付税ではなしに、確定をしておる金額の内数でございますので、そのようにご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（弘瀬則彦君） 30番横田憲次郎君。

○30番（横田憲次郎君） そうすると、これは現在留保しておる財源の中で確たる財源として見込まれるもんだというふうに判断をしてええわけですね。

（助役甲把英一君「そのとおりでございます」と呼ぶ）

はい。

○議長（弘瀬則彦君） ほかにございませんか。

11番森健吉君。

○11番（森 健吉君） 本日の午前中に全員の協議会の中でこの件については私ども報告を受けたのが最初でございました。振り返ってみますと、当初は茅吹手が最適であろうということで、この西分署においては、消防の、大正、十和で1つの候補地を選んでくれよということから始まったように思うわけでございます。そういった中で、茅吹手には若干問題があるということに至って、今回出されております北ノ川口でございますが、私場所的には非常にいいところだということには思っておりますが、しかしながら先ほど田邊議員さんから、この買い上げのいわゆる補償費について、カシの木が1本65万円というその根拠についても、私は当然住民にも報告ができないわけでありまして、この件と、

それから同時に茅吹手のいわゆる最初に契約をされて地権者に買い戻しの、いわゆる400万円と報告を受けました。この差額が176万円、これが厳しい財源の中でこの176万円のいわゆる税のむだ遣いは、非常にこれは責任が重いと思います。この責任はだれがとるのかどうかという問題です。

そして、次に提案されております北ノ川口の集落の同意書もまだ見えないわけでありますので、私はその件についてお伺いしてみたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 高瀬助役。

○助役（高瀬満伸君） 十和村の当時に平米当たり1万円で576万円で購入したのをただいま400万円で売ることについて、その176万円の差の責任ということでございますが、当時の十和村、大正町の話し合いの中で、その中間地点ということでいろいろ当時の両町村の執行部がいろんなところを当たりまして、最終的に茅吹手しかなかったということで、当時の執行部としては私は苦渋の決断を行ったのではないかというふうに思います。ほかに適地がなかったということで、地権者の方には大変ご無理を申し上げまして平米当たり1万円という単価でお譲りをいただいた経過もございます。今回400万円ということにつきましては、その算出の根拠についてはいろいろ、平成16年当時に購入をしております、それが2年間の地価もそれが若干もう下がっておりますし、それからそういった今までの交渉の中で所有者の方に対しては大変ご迷惑もおかけをしとるということで、100万円の迷惑料で最初話を行いました。ただ、議員協議会の中でもお話をさしあげましたように、あそこには茅吹手の里の市という良心市の建物がございまして、その撤去についてはその地権者の方が責任を持って行うということで、そういったものも含めて576万円ということでございました。その撤去の費用を70万円程度見て、176万円差し引いて400万円ということになったわけでございますが、その176万円の責任につきましては、私は当時の十和村、大正町の執行部がいろいろとほかも当たりながら苦渋の決断をしたわけでございまして、当時の情勢から見ればやむを得なかったというふうに判断をしております。

それから、北ノ川の集落に対する同意はということでございますが、実を申しましてまだ集落全体の方には話は持っていつておりません。ただ、今議会で承認をいただきましたら、直ちにその集落の方にもお願いに上がりたいというふうに思っておりますが、北ノ川につきましては非常に集落が分散をしております、それと高齢化率も高いということで、一部の方からはそちらの方に消防署が来れば何かのときにもすぐに対応できるという

ことで喜んでいただいております。議会が終了すれば直ちに地元の方の協力のお願いに上がりたいというふうに考えております。

○議長（弘瀬則彦君） 11番森健吉君。

○11番（森 健吉君） ただいま助役の方から説明を受けたわけでありまして、非常に僕は心配しているのは、これは西分署のいわゆる消防署の基地になるわけでありまして、24時間、緊急事態が発生した場合には当然出動せらにゃいかんというふうに思います。そういう観点から、私はこの近隣の集落の方々に対して十分な理解を求めてなかったら、今後、私個人ですよ、予想されると思いますいわゆるサイレンの音、いろいろな騒音が交わるというふうに思います。そういった中で、今後こういう騒音に対して、これは大きな問題になってこようかというように思います。はっきり言えば慰謝料にもかかわってくる問題であろうかというように思っておりますので、こういう大事な私は購入に当たってはもっともっと時間をかけるべきだというように思っております。ですから、私は、これは継続にして協議を重ねていただきたいというように思います。

以上です。

○議長（弘瀬則彦君） ほかに質疑はございませんか。

33番林健三君。

○33番（林 健三君） 先ほどから田邊議員、森議員より発言がありました。私も森議員の補足説明で言うたら悪いですけど、用地の取得の問題でございしますが、地域住民の意見はまだ、緊急車両が出る場合には多分いろんなサイレン鳴らして出る場合もあると思います。それが一番の住民の同意、それが先やって予算計上するのが本当じゃないかと思っておりますが、その点どうでしょうか。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） お答えをさせていただきたいと思います。

確かに、高瀬助役が申し上げましたように、この北ノ川という集落ですか、ここの全員の現段階で同意を得ているわけではございません。一番皆さん方が懸念をされておるのは、救急車、消防車等が出動するときのサイレンの音ではないかなというふうに思うわけですが、一番近いところがこの用地の関係者でありまして、もう一軒すぐ近くにありますけれども、これまでも私自身消防署の近辺でそういった苦情が出ておるといことは聞いておりませんし、かえって、過疎地域であって、24時間待機の消防士が常時常駐をしておると、最も早く消防車が駆けつけてくれるんだと、あるいは救急車が駆けつけ

てくれるんだということで、かえって地域の安心、安全度が高まるのではないかなというふうにも考えられますので、そういった形で、前後はいたしますが、きょうご決定いただきますならば、誠意を持って北ノ川の皆さん方と話し合いをさせていただきまして、必ず納得のいくようなご協力をいただけるよう努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（弘瀬則彦君） 33番林健三君。

○33番（林 健三君） それは理解するのですが、今執行部の方からありましたが、緊急の車両が出たり入ったりするわけですよ。今でも大正町、電力の方のサイレンが水量がふえたたんびに鳴らすわけですね。ほんで、夜中じゃろうが昼間じゃろうが鳴るわけです。本当に住民の中にはやかましいというような人がたくさんおるがですよ。ですから、私は、もう少し時間をかけてこの案については協議してもらいたいと思っております。どうでしょうか。

○議長（弘瀬則彦君） 高瀬助役。

○助役（高瀬満伸君） 先ほど甲把助役からも申しましたように、この清流西分署の用地の周囲については、今回土地を買うあるいは立木の補償という関係者でございます。それから、何軒かあるわけですが、それはすべてそっからかなり奥でございまして、その影響は少ないのではないかなあというふうに思っておりますが、先ほども申しましたように、この議案が通りましたら直ちにそこの集落の方のご理解を得るように汗を流してみたいと思っております。

それから、茅吹手が今回、十和村当時に消防署の用地としてということであったわけですが、その当時、茅吹手につきましては、集落の方に清流西分署が来ることになるが、ひとつお願いしますということでお集まりをしてお願いをした経過もあるようです。そのときには、茅吹手の方からは大変喜んでいただいたということもございますので、この北ノ川口とあわせまして茅吹手の方にもそういった会合を持って、北ノ川に移ったことについての経過の説明、ご理解はいただきたいというふうに思っております。

○議長（弘瀬則彦君） ほかにございませんか。

14番橋本章央君。

○14番（橋本章央君） 時間切れになりよりました。段々の質問の説明を受けてわかってきたわけですが、私は道の駅の側から見たというか、これを買上げたウバメガシについて、道の駅へ持って行って植栽するという説明をけさほど受けました。このことは道の

駅全体のデザインあるいは設計にかかわる問題じゃないかと、このように感じております。といいますのは、あそこへ植わっておるウバメガシの樹形を見ても、だれが見ても日本庭園に合うつくりになっております。それを道の駅へ植栽することによって、今までのイメージががらっと変わるがじゃないか、何年か前から積み上げてきたイメージが変わるのじゃないか、そういうことを考えております。その点について、むだになるから植えるというのは安易な発想でそう答えたのではないかという懸念がありますので、その点を1点お聞きしたいことと、自然が大事という四万十町で、何で海岸端にだけあるようなウバメガシをあの四万十川筋へ持ってきて植えないかんか。生態系を壊すもとなるがじゃないかという気がしております。といいますのは、今までも十和村にありますライダー施設についても、生け垣にハマヒサガキやシャリンバイ、海岸ぶちにだけこういうふうにある植物を植えてはや生態系が崩れとると私は考えております。先ほど田邊議員からは、ウバメガシは納得するけれども、アラカシについては納得できんと言いました。私は逆です。アラカシは自然に植栽があります。だから、アラカシについては、これは65万円したがですよというて道の駅へ堂々と植えていただいて私は結構だと思っております。先ほど言いました生態系についての配慮、あるいは道の駅の全体的なイメージ、それらについて影響はないのか、その点について考えてないのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 高瀬助役。

○助役（高瀬満伸君） 午前中、確かにあのウバメガシはある一定道の駅の方に持っていってもいいというふうに考えているということでございましたが、はっきり申しまして今どこに持っていくかという詳しい検討は行っておりません。ただ、このウバメガシにつきましては、先ほどの補償の金額は、伐木、その所有者がその木を切ったときの値段でございまして、それをそのままこっちの方に譲り受けたということでございますので、議員さんおっしゃられるようなところも踏まえまして、今後四万十町全体で活用できる場所があればそちらへという方向で考えてみたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 14番橋本章央君。

○14番（橋本章央君） 助役答弁いただきましたが、道の駅全体の景観について、多分変わってくるというイメージは自分がありましたのでこの質疑をさせていただきました。だから、みんなの気持ちを抑えるために、高額で買い上げたそれをむだにせんがぜよというふうに執行部が持ってきたんじゃないかという気がします。安易な発想で今まで積み上げ

てきた計画や、それをぶち壊しにするようなやり方は絶対してほしくないがです。そこらあたりの今後の説明責任というものも十分に果たしていただきたいことをつけ加えて、またそれができるかできんか、やっていくのか、あるいは検討していくのか、その辺の答弁を願いたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） 議員さんおっしゃられましたように、海岸ぶちにある木が四万十川筋にはなじまないと、植生を壊すというご指摘につきましては、これはもう何をか言われんやで私も答弁のしょうがございませんが、ただ道の駅等につきましては純和風の建物でございまして、現在もう既に植生計画までできておるようございしますが、その植生計画の中に一部ウバメガシを植えることによって全体的なイメージがどうなるかということの検討は今指示をいたしております。そういった専門家等の意見も参考にいたしながら、最終的な取り扱い、判断をしていきたいというふうに考えております。ただ、議員が言われたように、我々高買いをしたんで何かどうしてもそれをどっかへ使うということで高買い感を払拭するといいますか、そういう考え方は全くございませんので、ご理解のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（弘瀬則彦君） ほかにございませんか。

6 番山崎邦雄君。

○6 番（山崎邦雄君） 私は簡単に質問をしたいと思いますが、茅吹手の用地ですね、あそこには、先ほども説明があったわけですが、里の市、そして部落が管理する作業所、そして丸棒の加工所があったわけです。ですから、あの用地の交渉に当たりましては、地権者はもちろんのこと、部落会を開いてもらいまして詳しい説明をして納得をしてもらっております。先ほどの助役の話では、今後茅吹手と話し合いをするということでしたが、その点気分を住民がそぐわないように十分な説明をお願いをしたいと思います。

○議長（弘瀬則彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） ほかに質疑はないようございしますので、これで質疑を終わります。

これより議案第180号について討論を行います。

討論はございませんか。

反対討論ですか。

( 2 5 番芝 正三君「賛成討論」と呼ぶ)

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） それでは、賛成討論を許可します。

○ 2 5 番（芝 正三君） 賛成討論をいたしたいと思います。

夏目漱石は、最も強い返事をしようと思うときは黙っているに限ると言っておりますが、議員が黙って意思表示をするわけにはいかないと思っております。最後の討論として一言だけ申し上げたいと思います。

甲把助役、高瀬助役においては、きょう、今回ここまでこぎつけるに仕事とはいえ大変な苦勞をなされ、三顧の礼も尽くされたと聞いております。この問題に関しては6月議会で取り上げてきたものですが、やはり命の大切さを大前提としてきたものです。もはや現在のこの津賀の場所を逃したら建築は相当先送りになってしまいます。住民の安全に対し、これ以上先延ばしにすることは絶対できないと思います。諸般の事情はあろうとは思いますが、住民の命ということを最大限に考え、議員諸氏の英断をもって可決していただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（弘瀬則彦君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） ほかに討論がないようでございますので、これで討論を終わります。

これより議案第180号平成18年度四万十町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この表決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（弘瀬則彦君） 起立多数でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

町長から第3回四万十町議会定例会閉会に当たりごあいさつをしたい旨申し出がっておりますので、これを許可します。

前田町長。

○町長（前田哲生君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、平成18年第3回四万十町議会定例会を閉じるに当たりまして、感謝を込めて一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

12月6日開会をいたしまして9日間の会期を閉じることになりましたけれども、ただいまの追加を含めまして、今議会にご提案申し上げました31議案につきまして、連日濃密なご審議を尽くされ、結果としてすべて可決、承認いただきますとともに、9月以来特別委員会において慎重審議をいただいております17年度決算についてもご認定をいただきました。心から感謝を申し上げます。

審議や一般質問を通じまして多くのご意見、ご提言、ご注文等もいただいたところでございますが、要するに四万十町の発展、活性化をいかに推進すべきか、そういう基本的、総合的な視点を踏まえての皆さん方の議論でございまして、議員各位の真摯かつ意欲的な議会活動に対し心から敬意を表する次第でございます。

可決、承認をされました条例、予算等の重みというものを心に刻み、適正な事務事業の執行に当たりますとともに、貴重なご意見等を踏まえまして、明るく活力あるまちづくりに取り組む所存でございますけれども、議員各位には引き続きよろしくご指導、ご鞭撻を賜るようよろしくお願いを申し上げます。

申し上げるまでもなく、在任特例期間中の定例会としては本議会が最後となるものでございます。この間、在任特例の持つ意義をよくご認識をされまして、議会内外での活動を通じて、各地域の均衡ある発展や新町の基盤づくりに向けまして積極的、献身的なお取り組みを続けてこられました。何とか方向を誤ることなくまちづくりは進みつつあると思いますけれども、議員各位の意欲的な諸活動、あるいは温かいご指導に負うところ極めて大きいものがございまして、改めてそのご労苦をおねがいし、敬意を表し、感謝を申し上げます。次第でございます。

住民請求による議会解散、そういうアクシデントもございましたけれども、大所高所からの判断、議会の総意をもって、大きな犠牲も払いながら住民投票という最悪の事態を回避されました。議員各位の賢明なご判断に頭の下がる思いがいたしております。

ところで、任期は2カ月近くまだありますものの、新定数による議会議員選挙の日程が既に内定をいたしております。承るところによりますれば、それぞれのご事情により今期限りで勇退される方もいらっしゃるようでございますが、皆様方には感慨ひとしおのものがおありとお察しをいたします。長年のご労苦をおねがい申し上げますとともに、たと

え議会を離れましても、貴重なご経験等をもとに今後とも町政の推進につき引き続きご指導くださいますようお願いを申し上げます。

一方、大半の議員各位におかれましては、引き続き出馬されると承っておりますけれども、定数削減と小選挙区制のもとで厳しい選挙になることは避けられないのではないかと思います。十分陣立てを整えられ、存分の健闘をされて有終の美を飾られますように心からご祈念を申し上げます。

終わりになりますが、ことしも余すところあと半月となりました。来るべき新しい年が皆様方にとってよき年となりますよう、ますますのご健勝、ご活躍を心からご祈念を申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（弘瀬則彦君） これで町長の閉会のあいさつを終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成18年第3回四万十町議会定例会を閉会します。

午後5時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

四万十町議会議員

四万十町議会議員